



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

告 示

◇川崎市男女共同参画センターの指定 管理者の指定 (第131号).....	634
◇市民グラフかわさき「ひろば」69号 の有償頒布業務に係る収納事務の委 託 (第132号).....	634
◇路上喫煙防止重点区域における市長 が別に定める場所の指定解除 (第133 号)	634
◇道路区域の変更 (第134号).....	636
◇道路の供用開始 (第135号).....	636
◇川崎市国際交流センターの指定管理 者の指定 (第136号).....	636
◇議決された予算の公表 (第137号).....	636
◇道路区域の変更 (第138号).....	668
◇道路の供用開始 (第139号).....	668
◇自転車等の撤去と保管 (第140号).....	668
◇情報通信の技術を利用する方法によ り行う行政手続等の一部改正 (第141 号)	669
◇平成23年度作業報酬下限額の決定 (第142号).....	669
◇川崎市路上喫煙防止重点区域におけ る市長が別に定める場所の指定変更 (第143号).....	670
◇川崎市路上喫煙防止重点区域におけ る市長が別に定める場所の指定 (第 144号).....	671
◇街区符号の変更 (第145号).....	672
◇街区符号の変更 (第146号).....	673
◇道路区域の変更 (第147号).....	674
◇道路の供用開始 (第148号).....	674
◇道路区域の変更 (第149号).....	674
◇道路の供用開始 (第150号).....	674
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による介護機 関の指定 (第151号).....	674
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による指定介 護機関の変更 (第152号).....	674
◇市道路線の認定 (第153号).....	675
◇道路区域の決定 (第154号).....	675
◇自転車歩行者専用道路の指定 (第155 号)	676
◇歩行者専用道路の指定 (第156号).....	676
◇道路の供用開始 (第157号).....	676
◇市道路線の廃止 (第158号).....	677
◇道路区域決定に関する訂正の告示 (第159号).....	677
◇道路の区域の変更に関する訂正の告 示 (第160号).....	677
◇道路区域の変更 (第161号).....	677
◇道路の供用開始 (第162号).....	678
◇道路区域の変更 (第163号).....	678
◇道路の供用開始 (第164号).....	678
◇道路の供用開始 (第165号).....	678
◇道路の供用開始 (第166号).....	678
◇道路区域の変更 (第167号).....	679
◇道路の供用開始 (第168号).....	679
◇道路の供用開始 (第169号).....	679
◇自転車等の撤去と保管 (第170号).....	679
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による医療機 関の指定 (第171号).....	680
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による指定医 療機関の廃止 (第172号).....	680
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による施術者 の指定 (第173号).....	680
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円	

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施 術者の廃止 (第174号).....	680
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施 術者の変更 (第175号).....	680
◇道路区域の変更 (第176号).....	680
◇道路の供用開始 (第177号).....	681
◇川崎市環境基本計画の公表 (第178号).....	681
◇中部地域療育センターの指定管理者 の指定 (第179号).....	681
◇川崎市立労働会館の指定管理者の指 定 (第180号).....	681
◇石綿の含有の状況进行分析する方法の 設定 (第181号).....	681
◇石綿の濃度の測定回数及び地点の設 定 (第182号).....	681
◇対策目標値の設定 (第183号).....	682
◇公印の新調 (第184号).....	682
◇公印の改刻 (第185号).....	683
◇公印の廃止 (第186号).....	683
◇川崎市生活文化会館の指定管理者の 指定 (第187号).....	683
◇川崎市こども文化センター及び川崎 市ふれあい館・川崎市桜本こども文 化センターの指定管理者の指定 (第 188号).....	683
◇自転車等の撤去と保管 (第189号).....	686
公 告	
◇道路位置の指定 (第136号).....	686
◇LM向ヶ丘遊園マンション建替組合 の設立の認可 (第137号).....	687
◇開発行為に関する工事の完了 (第138 号).....	687
◇道路位置の指定 (第139号).....	687
◇道路位置の指定 (第140号).....	687
◇川崎市都市計画道路事業の認可 (第141 号).....	688
◇川崎市都市計画道路事業の図書の写し の縦覧 (第142号).....	688
◇災害等による期限の延長 (第143号).....	688
◇道路位置の指定 (第144号).....	688
◇開発行為に関する工事の完了 (第145 号).....	688
◇開発行為に関する工事の完了 (第146 号).....	689
◇土地区画整理法に基づく規約の認可 (第147号).....	689
◇土地区画整理法に基づく事業計画の 変更の認可 (第148号).....	689
◇開発行為に関する工事の完了 (第149 号).....	689
◇開発行為に関する工事の完了 (第150 号).....	690
◇一般競争入札の執行 (第151号).....	690
◇開発行為に関する工事の完了 (第152 号).....	691
◇開発行為に関する工事の完了 (第153 号).....	691
◇農用地利用集積計画の制定 (第154号).....	691
◇開発行為に関する工事の完了 (第155 号).....	693
◇開発行為に関する工事の完了 (第156 号).....	693
◇道路位置の指定 (第157号).....	693
◇農地利用集積円滑化事業規程の制定 (第158号).....	694
◇公園の区域の変更 (第159号).....	694
◇公園の供用の開始 (第160号).....	694
◇川崎都市計画道路事業の変更認可 (第161号).....	694
◇川崎都市計画道路事業の変更認可 (第162号).....	695
◇川崎都市計画道路事業の変更認可 (第163号).....	695
◇川崎都市計画道路事業の図書の写し の縦覧 (第164号).....	695
◇川崎都市計画道路事業の図書の写し の縦覧 (第165号).....	695
◇川崎都市計画道路事業の図書の写し の縦覧 (第166号).....	695
公告 (調達)	
◇落札者等の公示 (第85号).....	696
◇落札者等の公示 (第86号).....	696
◇落札者等の公示 (第87号).....	696
◇一般競争入札の執行 (第88号).....	696
◇落札者等の公示 (第89号).....	698
◇一般競争入札の公告 (第90号).....	698
上下水道局告示	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更 (第10号).....	700
◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第11号).....	700
上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行 (第18号).....	700

◇一般競争入札の取消し（第19号）……………	701	◇個人演説会等の開催のための施設の 設備の程度及び公職の候補者等が納 付すべき費用の額（幸区第2号）……………	761
◇川崎市計画下水道事業の変更認可 （第20号）……………	701	◇個人演説会等の開催のための施設の 設備の程度及び公職の候補者等が納 付すべき費用の額（中原区第2号）……………	764
◇川崎市計画下水道事業の図書の写 しの縦覧（第21号）……………	702	◇個人演説会等の開催のための施設の 設備の程度及び公職の候補者等が納 付すべき費用の額（高津区第2号）……………	764
上下水道局公告（調達）		◇自動車臨時運行許可番号標の無効 （高津区第3号）……………	767
◇一般競争入札の公告（第11号）……………	702	◇個人演説会等の開催のための施設の 設備の程度及び公職の候補者等が納 付すべき費用の額（宮前区第2号）……………	767
交通局公告（調達）		◇個人演説会等の開催のための施設の 設備の程度及び公職の候補者等が納 付すべき費用の額（麻生区第2号）……………	771
◇一般競争入札の公告（第6号）……………	704	◇自動車臨時運行許可番号標の無効 （麻生区第3号）……………	775
病院局公告（調達）		区公告	
◇落札者等の公示（第16号）……………	706	◇納税通知書の公示送達（川崎区第19 号）……………	775
教育委員会告示		◇住民票の職権消除（川崎区第20号）……………	776
◇教育委員会定例会の招集（第4号）……………	706	◇印鑑登録の抹消（川崎区第21号）……………	776
◇教育委員会臨時会の招集（第5号）……………	706	◇配当計算書（謄本）の公示送達（川 崎区第22号）……………	776
◇教育委員会臨時会の招集（第6号）……………	707	◇督促状の公示送達（川崎区第23号）……………	776
◇公印の改刻（第7号）……………	707	◇給付金返還請求通知書及び納付書の 公示送達（川崎区第24号）……………	777
◇川崎市青少年の家の指定管理者の指 定（第8号）……………	707	◇督促状の公示送達（幸区第12号）……………	777
◇川崎市少年自然の家の指定管理者の 指定（第9号）……………	707	◇配当計算書（謄本）の公示送達（中 原区第14号）……………	778
◇川崎市子ども夢パークの指定管理者 の指定（第10号）……………	707	◇配当計算書（謄本）の公示送達（中 原区第15号）……………	778
選挙管理委員会告示		◇差押書の公示送達（中原区第16号）……………	778
◇選挙公報の掲載順序を定めるくじを 行う場所及び日時（第3号）……………	708	◇督促状の公示送達（中原区第17号）……………	778
◇各種請求及び委員の解職請求をする に必要な選挙権を有する者の数（第 4号）……………	708	◇督促状の公示送達（高津区第11号）……………	779
監査公表		◇配当計算書の公示送達（高津区第12 号）……………	779
◇監査の結果について（第3号）……………	708	◇交付要求通知書の公示送達（高津区 第13号）……………	779
◇監査の結果について（第4号）……………	714	◇充当計算書の公示送達（高津区第14 号）……………	780
◇監査の結果について（第5号）……………	720	◇督促状の公示送達（宮前区第11号）……………	780
農業委員会告示		◇督促状の公示送達（多摩区第13号）……………	780
◇川崎市農業委員会総会の開催（第3 号）……………	736	◇差押調書（謄本）の公示送達（多摩 区第14号）……………	781
職員共済組合告示		◇印鑑登録の抹消（多摩区第15号）……………	781
◇川崎市職員共済組合定款の一部変更 （第1号）……………	737		
職員共済組合公告			
◇平成23年度事業計画及び予算（第2 号）……………	737		
◇組合員の平均給料額（第3号）……………	756		
区告示			
◇個人演説会等の開催のための施設の 設備の程度及び公職の候補者等が納 付すべき費用の額（川崎区第3号）……………	756		
◇自動車臨時運行許可番号標の無効 （川崎区第4号）……………	761		

◇住民票の職権消除（多摩区第16号）……………	781	票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任（中原区第8号）……………	784
区選挙管理委員会告示			
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（川崎区第4号）……………	782	◇神奈川県知事選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間（中原区第9号）……………	784
◇神奈川県知事選挙におけるポスター掲示場を設置した場所（川崎区第5号）……………	782	◇神奈川県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（中原区第10号）……………	785
◇神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所（川崎区第6号）……………	782	◇神奈川県知事選挙における川崎市中原区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時（中原区第11号）……………	785
◇神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任（川崎区第7号）……………	782	◇神奈川県知事選挙における川崎市中原区開票区の開票の場所及び日時（中原区第12号）……………	785
◇神奈川県知事選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間（川崎区第8号）……………	782	◇神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者の選任（中原区第13号）……………	785
◇神奈川県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（川崎区第9号）……………	783	◇神奈川県議会議員選挙におけるポスター掲示場を設置した場所（中原区第14号）……………	785
◇神奈川県知事選挙における川崎市川崎区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時（川崎区第10号）……………	783	◇川崎市議会議員選挙におけるポスター掲示場を設置した場所（中原区第15号）……………	785
◇神奈川県知事選挙における川崎市川崎区開票区の開票の場所及び日時（川崎区第11号）……………	783	◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（高津区第4号）……………	785
◇神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者の選任（川崎区第12号）……………	783	◇神奈川県知事選挙におけるポスター掲示場を設置した場所（高津区第5号）……………	786
◇川崎市議会議員選挙におけるポスター掲示場を設置した場所（川崎区第13号）……………	783	◇神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所（高津区第6号）……………	791
◇神奈川県議会議員選挙におけるポスター掲示場を設置した場所（川崎区第14号）……………	783	◇神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任（高津区第7号）……………	791
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（中原区第4号）……………	783	◇神奈川県知事選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間（高津区第8号）……………	792
◇神奈川県知事選挙におけるポスター掲示場を設置した場所（中原区第5号）……………	784	◇神奈川県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（高津区第9号）……………	792
◇神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所（中原区第6号）……………	784		
◇神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票時間（中原区第7号）……………	784		
◇神奈川県知事選挙における期日前投票			

◇神奈川県知事選挙における川崎市高津区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時 (高津区第10号) 792	◇神奈川県知事選挙におけるポスター 掲示場を設置した場所(多摩区第5号) 809
◇神奈川県知事選挙における川崎市高津区開票区の開票の場所及び日時 (高津区第11号) 793	◇神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所(多摩区第6号) 810
◇神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者の選任(高津区第12号) 793	◇神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任(多摩区第7号) 810
◇神奈川県議会選挙におけるポスター 掲示場を設置した場所(高津区第13号) 793	◇神奈川県知事選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間(多摩区第8号) 810
◇川崎市議会議員選挙におけるポスター 掲示場を設置した場所(高津区第14号) 798	◇神奈川県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(多摩区第9号) 810
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(宮前区第4号) 802	◇神奈川県知事選挙における川崎市多摩区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時 (多摩区第10号) 810
◇神奈川県知事選挙におけるポスター 掲示場を設置した場所(宮前区第5号) 803	◇神奈川県知事選挙における川崎市多摩区開票区の開票の場所及び日時 (多摩区第11号) 810
◇神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所(宮前区第6号) 807	◇神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者の選任(多摩区第12号) 811
◇神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任(宮前区第7号) 807	◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(麻生区第4号) 811
◇神奈川県知事選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間(宮前区第8号) 808	◇神奈川県知事選挙におけるポスター 掲示場を設置した場所(麻生区第5号) 811
◇神奈川県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(宮前区第9号) 809	◇神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所(麻生区第6号) 815
◇神奈川県知事選挙における川崎市宮前区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時 (宮前区第10号) 809	◇神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任(麻生区第7号) 815
◇神奈川県知事選挙における川崎市宮前区開票区の開票の場所及び日時 (宮前区第11号) 809	◇神奈川県知事選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間(麻生区第8号) 817
◇神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者の選任(宮前区第12号) 809	◇神奈川県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(麻生区第9号) 817
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(多摩区第4号) 809	

- ◇神奈川県知事選挙における川崎市麻生区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時
(麻生区第10号) 817
- ◇神奈川県知事選挙における川崎市麻生区開票区の開票の場所及び日時
(麻生区第11号) 817
- ◇神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者の選任(麻生区第12号) 817
- 正 誤
- ◇第1575号..... 817
- ◇第1575号..... 817

告 示

川崎市告示第131号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市男女共同参画センター条例(平成11年川崎市条例第10号)第4条第3項の規定により告示します。

平成23年 3月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市男女共同参画センター 川崎市高津区溝口2丁目20番1号
指定管理者	(所在地) 東京都中央区八重洲一丁目3番22号 (名 称) TEPCOパブリックサービス (代表者名) 株式会社キャリアライズ 代表取締役 遠 藤 卓 実
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第132号

市民グラフかわさき「ひろば」69号の有償
頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、市民グラフかわさき「ひろば」69号の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 3月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区東田町6-2 川崎市職員生活協同組

合

- 2 委託する事務の種類
市民グラフかわさき「ひろば」69号の頒布代金の収納事務
- 3 委託する期間
平成23年 3月16日から平成23年 3月31日まで

川崎市告示第133号

川崎市路上喫煙防止重点区域における市長
が別に定める場所の指定解除について

川崎市路上喫煙の防止に関する条例(平成17年川崎市条例第95号)第8条ただし書の規定に基づき路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)に指定した市長が別に定める場所(以下「指定喫煙場所」という。)を解除しますので、次のとおり告示します。

平成23年 3月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

指定解除の効力が生ずる日	重点区域の名称	指定喫煙場所の名称及び場所	位置
平成23年 3月17日	川崎駅周辺	川崎駅第4指定喫煙場所 川崎区駅前本町26番1の一部	別図第1 のとおり



川崎市告示第134号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年3月16日から平成23年3月30日まで一般の縦覧に供します。

平成23年3月16日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	高 石 第171号線	川崎市麻生区高石4丁目106番4先 川崎市麻生区高石4丁目136番2先	1.82 ～ 2.73	71.32	
新	高 石 第171号線	川崎市麻生区高石4丁目106番4先 川崎市麻生区高石4丁目136番2先	6.21 ～ 9.30	71.32	

川崎市告示第135号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年3月16日から平成23年3月30日まで一般の縦覧に供します。

平成23年3月16日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
高 石 第171号線	川崎市麻生区高石4丁目106番4先 川崎市麻生区高石4丁目136番2先	

川崎市告示第136号

川崎市国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市国際交流センター条例（平成6年川崎市条例第3号）第4条第3項の規定により告示します。

平成23年3月17日

川崎市長 阿部孝夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市国際交流センター 川崎市中区木月祇園町2番2号
-------------------	-------------------------------

指定管理者	(住 所) 川崎市中区木月祇園町2番2号 (名 称) 財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同事業体 (代表者) 財団法人川崎市国際交流協会 会 長 寺 尾 宇 一 (構成員) 株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 中 村 元 宣
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第137号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成23年2月15日招集の平成23年第1回川崎市議会定例会において、平成23年3月16日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成23年3月17日

川崎市長 阿部孝夫

平成23年度川崎市一般会計予算

平成23年度川崎市競輪事業特別会計予算

平成23年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

平成23年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算

平成23年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別予算

平成23年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成23年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算

平成23年度川崎市介護保険事業特別会計予算

平成23年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

平成23年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算

平成23年度川崎市墓地整備事業特別会計予算

平成23年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

平成23年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

平成23年度川崎市公債管理特別会計予算

平成23年度川崎市病院事業会計予算

平成23年度川崎市下水道事業会計予算

平成23年度川崎市水道事業会計予算

平成23年度川崎市工業用水道事業会計予算

平成23年度川崎市自動車運送事業会計予算

平成23年度川崎市高速鉄道事業会計予算

平成22年度川崎市一般会計補正予算

平成22年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

平成22年度川崎市公債管理特別会計補正予算

平成22年度川崎市下水道事業特別会計補正予算

平成22年度川崎市水道事業会計補正予算

平成22年度川崎市一般会計補正予算

議案第39号

平成23年度川崎市一般会計予算

平成23年度川崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ618,022,387千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年 2 月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市 税		279,583,623
	1 市 民 税	126,039,800
	2 固 定 資 産 税	113,746,018
	3 軽 自 動 車 税	518,896
	4 市 た ば こ 税	7,704,459
	5 特 別 土 地 保 有 税	2
	6 入 湯 税	260
	7 事 業 所 税	7,894,625
	8 都 市 計 画 税	23,679,563
2 地 方 譲 与 税		3,074,797
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	822,416
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,605,688
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 特 別 と ん 譲 与 税	621,523
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	25,168
3 利 子 割 交 付 金		638,745
	1 利 子 割 交 付 金	638,745
4 配 当 割 交 付 金		271,006
	1 配 当 割 交 付 金	271,006
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		56,321
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	56,321
6 地 方 消 費 税 交 付 金		11,004,057
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	11,004,057
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		37,610
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	37,610
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1,227,949
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,227,949

9 軽油引取税交付金		3,847,716
	1 軽油引取税交付金	3,847,716
10 地方特例交付金		3,386,026
	1 地方特例交付金	3,386,026
11 地方交付税		514,200
	1 地方交付税	514,200
12 交通安全対策特別交付金		477,736
	1 交通安全対策特別交付金	477,736
13 分担金及び負担金		8,602,935
	1 負担金	8,602,935
14 使用料及び手数料		17,058,199
	1 使用料	12,096,248
	2 手数料	4,961,951
15 国庫支出金		109,518,579
	1 国庫負担金	84,870,708
	2 国庫補助金	24,052,820
	3 委託金	595,051
16 県支出金		18,932,643
	1 県負担金	6,493,587
	2 県補助金	9,817,974
	3 委託金	2,621,082
17 財産収入		4,631,030
	1 財産運用収入	1,747,661
	2 財産売却収入	2,883,369
18 寄附金		434,581
	1 寄附金	434,581
19 繰入金		32,362,566
	1 基金繰入金	28,037,752
	2 特別会計繰入金	4,324,814
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		45,678,068
	1 延滞金及び加算金	577,888
	2 市預金利子	9,950
	3 貸付金元利収入	36,331,260
	4 収益事業収入	4,255,197
	5 受託事業収入	12,380
	6 雑入	4,491,393
22 市債		76,584,000
	1 市債	76,584,000
歳入合計		618,022,387

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 1,962,758
	1 議会費	1,962,758

2 総 務 費		49,030,634
	1 職 員 管 理 費	35,076,206
	2 総 務 管 理 費	6,422,023
	3 危 機 管 理 費	416,048
	4 総 合 企 画 費	692,627
	5 徴 税 費	5,371,603
	6 選 挙 費	606,650
	7 統 計 調 査 費	124,562
	8 人 事 委 員 会 費	129,687
	9 監 査 費	191,228
3 市 民 費		5,898,557
	1 市 民 生 活 費	5,898,557
4 こ ど も 費		85,198,597
	1 こ ど も 青 少 年 費	50,722,421
	2 こ ど も 支 援 費	34,476,176
5 健 康 福 祉 費		123,344,120
	1 健 康 福 祉 費	8,500,089
	2 社 会 福 祉 費	899,998
	3 生 活 保 護 費	57,458,088
	4 老 人 福 祉 費	16,500,325
	5 障 害 者 福 祉 費	24,918,905
	6 国 民 年 金 費	392,907
	7 公 衆 衛 生 費	7,621,045
	8 公 害 保 健 費	2,356,741
	9 保 健 衛 生 施 設 費	559,943
	10 保 健 所 費	41,553
	11 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 医 療 セ ン タ ー 費	332,821
	12 看 護 短 期 大 学 費	499,947
	13 施 設 整 備 費	3,261,758
6 環 境 費		23,986,248
	1 環 境 管 理 費	1,486,803
	2 公 害 対 策 費	872,321
	3 ご み 処 理 費	12,242,590
	4 し 尿 処 理 費	531,124
	5 施 設 費	8,853,410
7 経 済 労 働 費		41,175,653
	1 産 業 経 済 費	1,053,031
	2 商 工 業 費	1,000,525
	3 中 小 企 業 支 援 費	37,482,229
	4 農 業 費	211,517
	5 労 政 費	1,428,351
8 建 設 緑 政 費		30,961,726
	1 建 設 緑 政 管 理 費	2,975,928
	2 道 路 橋 り よ う 費	10,413,155
	3 街 路 事 業 費	10,415,742
	4 広 域 道 路 費	373,926
	5 河 川 費	1,837,576

	6 緑 化 費	445,149
	7 自 然 保 護 対 策 費	1,790,540
	8 公 園 費	2,709,710
9 港 湾 費		10,015,029
	1 港 湾 管 理 費	2,186,960
	2 港 湾 建 設 費	7,828,069
10 ま ち づ く り 費		27,771,477
	1 ま ち づ く り 管 理 費	941,251
	2 計 画 費	608,155
	3 整 備 事 業 費	11,968,637
	4 建 築 管 理 費	1,459,763
	5 住 宅 費	12,793,671
11 区 役 所 費		14,260,528
	1 区 政 振 興 費	12,018,431
	2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	2,242,097
12 消 防 費		17,637,205
	1 消 防 費	17,637,205
13 教 育 費		45,390,720
	1 教 育 総 務 費	9,327,462
	2 小 学 校 費	6,016,331
	3 中 学 校 費	2,656,280
	4 高 等 学 校 費	3,744,277
	5 特 別 支 援 教 育 費	564,107
	6 社 会 教 育 費	2,207,645
	7 体 育 保 健 費	2,110,854
	8 教 育 施 設 整 備 費	18,763,764
14 公 債 費		77,110,014
	1 公 債 費	77,110,014
15 諸 支 出 金		63,779,121
	1 繰 出 金	63,779,121
16 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出 合 計		618,022,387

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
国際交流センター中央監視システム更新経費	平成24年度	千円 20,000
C M S 構 築 業 務 委 託 経 費	平成24年度	59,022
資産マネジメントシステム構築経費	平成24年度	17,000
仮称産学公民連携研究センター借上料	平成23年度から平成44年度まで	8,048,943に建物賃貸借契約に基づく賃料改定に伴う増加額及び税制度等の変更を基に算定した増加額を加算した額
市民ミュージアム空調設備改修経費	平成24年度	200,000

平成23年度民間児童福祉施設整備に係る金融機関からの借入金への返済補助金	平成24年度から平成42年度まで	292,395
福祉総合情報システム開発経費	平成24年度	1,088,537
地域密着型サービス整備事業費	平成23年度から平成25年度まで	631,000
民間特別養護老人ホーム整備事業費	平成23年度から平成25年度まで	3,993,838
民間介護老人保健施設整備事業費(その2)	平成23年度から平成25年度まで	300,000
平成23年度民間老人福祉施設に係る金融機関からの借入金への返済補助金	平成23年度から平成33年度まで	800,000
総合リハビリテーションセンター整備事業費	平成23年度から平成24年度まで	1,413,762
環境学習施設運営管理事業費	平成24年度から平成25年度まで	61,000
空き瓶分別収集運搬業務経費(その2)	平成23年度から平成26年度まで	528,291
ごみ収集車両等購入経費	平成23年度から平成24年度まで	216,000
仮称リサイクルパークあさお運転維持管理業務経費	平成23年度から平成26年度まで	502,980
資源化処理運営事業費	平成24年度から平成26年度まで	321,426
橘処理センター粗大ごみ処理業務経費	平成23年度から平成26年度まで	251,349
浮島処理センター粗大ごみ処理業務経費	平成23年度から平成26年度まで	233,070
浄化槽清掃車両購入経費	平成23年度から平成24年度まで	16,624
仮称リサイクルパークあさお資源化処理施設整備事業費	平成24年度から平成26年度まで	7,005,700
王禅寺処理センター解体事業費	平成24年度から平成25年度まで	1,357,049
平成23年度先端産業創出支援助成事業費	平成23年度から平成30年度まで	4,405,100
新川崎・創造のもり第3期地区産学官共同研究施設整備事業費	平成24年度	750,073
宿河原駅跨線人道橋エレベータ設置事業費	平成24年度	123,500
浮島2期廃棄物埋立護岸築造事業費	平成24年度	1,935,000
都市計画基礎調査業務経費	平成24年度	11,466
向ヶ丘遊園駅連絡通路等整備事業費	平成24年度から平成26年度まで	1,543,255
鹿島田跨線歩道橋整備事業費(その2)	平成24年度	503,055
平成23年度公営住宅整備事業費	平成24年度	1,991,086
住宅環境影響評価等業務経費	平成24年度	54,927
平成23年度高齢者向け優良賃貸住宅事業費	平成23年度から平成45年度まで	960,000
幸区役所庁舎整備事業費	平成24年度	47,212
区役所快適化リフォーム整備事業費	平成24年度	103,179
学習状況調査事業費	平成24年度	21,936
図書館IT化推進事業費(その2)	平成24年度	15,400
校舎建築事業費	平成23年度から平成24年度まで	2,730,900
中高一貫校及び南部地域療育センター整備事業費	平成23年度から平成25年度まで	9,703,000
中原図書館再整備事業費(その2)	平成24年度	734,513
平成23年度公共施設管理運営事業費	平成23年度から平成32年度まで	20,723,654
平成23年度家屋等リース経費	平成23年度から平成33年度まで	2,807,982
平成23年度土地借上料	平成24年度から平成25年度まで	27,825
公共用地の取得(川崎市土地開発公社分)	平成23年度から平成32年度まで	690,000
川崎市土地開発公社の事業資金借入に伴う金融機関等に対する債務保証	平成23年度から債務消滅時まで	元金3,372,000 及びこれに対する 利子相当額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成23年度から債務消滅時まで	元金 1,506,000,000 及びこれに対する 利子相当額

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災害援護資金貸付事業	千円 2,000	政府資金から普通貸借による。	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律に定めるところにより償還する。
臨海部活性化推進事業	9,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度にのける利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。
小 計	11,000			
青少年事業	394,000	同 上	同 上	同 上
子ども支援事業	8,000			
保育事業	1,660,000			
小 計	2,062,000			
老人福祉総務事業	2,327,000	同 上	同 上	同 上
医療対策事業	68,000			
施設整備事業	52,000			
施設建設事業	2,361,000			
小 計	4,808,000			
再生可能エネルギー推進事業	40,000	同 上	同 上	同 上
地盤沈下調査事業	23,000			
ごみ運搬車両整備事業	434,000			
廃棄物処理施設等整備事業	7,300,000			
小 計	7,797,000			
中小企業支援事業	4,076,000	同 上	同 上	同 上
安全施設整備事業	298,000	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	2,522,000			
首都高速道路事業（高速道路機構）出資金	257,000			
橋りょう架設改良事業	321,000			
自転車対策事業	344,000			
街路事業	2,254,000			
連続立体交差事業	3,851,000			
河川整備事業	378,000			
自然保護対策事業	1,030,000			
公園緑地施設整備事業	916,000			
霊園整備事業	54,000			
小 計	12,225,000			

港 湾 改 修 事 業	779,000			
港 湾 工 事 負 担 金	2,030,000	同 上	同 上	同 上
廃棄物埋立護岸建設事業	2,196,000			
小 計	5,005,000			
土 地 区 画 整 理 事 業	961,000			
住宅市街地総合整備事業	143,000			
鹿 島 田 駅 西 地 区 市 街 地 再 開 発 事 業	378,000			
小 杉 駅 周 辺 地 区 再 開 発 事 業	546,000	同 上	同 上	同 上
新川崎地区整備事業	611,000			
駅 施 設 関 連 事 業	419,000			
開発行為指導対策事業	80,000			
施 設 整 備 事 業	115,000			
公 営 住 宅 整 備 事 業	4,213,000			
小 計	7,466,000			
区役所施設整備事業	332,000	同 上	同 上	同 上
地域課題対応事業	68,000			
小 計	400,000			
消 防 施 設 整 備 事 業	1,638,000	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	7,875,000			
高等学校施設整備事業	406,000			
特 別 支 援 教 育 施 設 整 備 事 業	90,000	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業	1,517,000			
小 計	9,888,000			
臨 時 財 政 対 策 債	18,508,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	同 上	同 上
退 職 手 当 債	2,700,000	同 上	同 上	同 上
合 計	76,584,000			

議案第40号

平成23年度川崎市競輪事業特別会計予算

平成23年度川崎市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

21,289,805千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年 2 月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入		競輪事業特別会計
款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		千円
		20,715,603
	1 競 輪 事 業 収 入	20,715,603
2 繰 入 金		274,202
	1 基 金 繰 入 金	274,202

3 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
歳入合計		21,289,805

歳 出

款	項	金 額
1 競輪事業費		千円 20,657,430
	1 競輪事務費	247,694
	2 競輪開催費	20,139,809
	3 競輪場整備費	269,927
2 諸支出金		104,363
	1 繰出金	100,000
	2 納付金	4,363
3 予備費		528,012
	1 予備費	528,012
歳出合計		21,289,805

議案第41号

平成23年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

平成23年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,655,385千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額

は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成23年2月15日提出

川崎市長 阿部孝夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

卸売市場事業特別会計

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 905,959
	1 使用料	905,958
	2 手数料	1
2 国庫支出金		11,332
	1 国庫補助金	11,332
3 財産収入		1,193,618
	1 財産売払収入	1,171,089
	2 財産貸付収入	22,529
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		260,466
	1 延滞金及び加算金	2
	2 雑入	260,464

6 市 債		284,000
	1 市 債	284,000
歳 入 合 計		2,655,385

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 卸 売 市 場 事 業 費		1,948,568
	1 運 営 費	1,056,275
	2 施 設 整 備 費	892,293
2 公 債 費		701,817
	1 公 債 費	701,817
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		2,655,385

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
北部市場施設整備事業	284,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第42号

平成23年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算

平成23年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

128,536,501千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年 2 月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

国民健康保険事業特別会計

款	項	金 額
		千円
1 国 民 健 康 保 険 料		38,695,678
	1 保 険 料	38,695,678

2 負 担 金		2
	1 一 部 負 担 金	2
3 国 庫 支 出 金		30,298,524
	1 国 庫 負 担 金	27,013,894
	2 国 庫 補 助 金	3,284,630
4 療 養 給 付 費 等 交 付 金		3,936,872
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	3,936,872
5 前 期 高 齢 者 交 付 金		24,533,897
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	24,533,897
6 県 支 出 金		6,224,943
	1 県 負 担 金	1,067,090
	2 県 補 助 金	5,157,853
7 共 同 事 業 交 付 金		13,719,239
	1 共 同 事 業 交 付 金	13,719,239
8 繰 入 金		10,800,000
	1 繰 入 金	10,800,000
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		327,345
	1 延滞金・加算金及び過料	100,768
	2 雑 入	226,577
歳 入 合 計		128,536,501

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 2,610,922
	1 総 務 管 理 費	1,746,404
	2 保 険 料 徴 収 費	821,002
	3 運 営 協 議 会 費	1,368
	4 広 報 普 及 費	42,148
2 保 険 給 付 金		87,894,500
	1 保 険 給 付 費	87,894,500
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		15,839,739
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	15,839,739
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		45,905
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	45,905
5 老 人 保 健 拠 出 金		3,313
	1 老 人 保 健 拠 出 金	3,313
6 介 護 納 付 金		6,755,563
	1 介 護 納 付 金	6,755,563
7 共 同 事 業 拠 出 金		13,910,856
	1 共 同 事 業 拠 出 金	13,910,856
8 保 健 事 業 費		1,022,201
	1 保 健 事 業 費	1,022,201

9 諸 支 出 金		353,502
	1 負 担 金 及 び 分 担 金	19,146
	2 償 還 金 利 子 及 び 還 付 加 算 金	334,354
	3 延 滞 金	1
	4 国 庫 負 担 金 等 返 還 金	1
10 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		128,536,501

議案第43号

平成23年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成23年度川崎市の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ285,609千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年 2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		10,776
	1 繰 入 金	10,776
2 繰 越 金		20
	1 繰 越 金	20
3 諸 収 入		274,813
	1 貸 付 金 元 利 収 入	274,197
	2 雑 入	616
歳 入 合 計		285,609

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		285,609
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	285,609
歳 出 合 計		285,609

議案第44号

平成23年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成23年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,990,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年 2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

後期高齢者医療事業特別会計

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		9,774,924
	1 後期高齢者医療保険料	9,774,924
2 繰入金		1,189,968
	1 一般会計繰入金	1,189,968
3 繰越金		2
	1 繰越金	2
4 諸収入		26,105
	1 延滞金・加算金及び過料	829
	2 償還金及び還付加算金	23,612
	3 雑入	1,664
歳入合計		10,990,999

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		104,532
	1 総務管理費	30,143
	2 徴収費	74,389
2 後期高齢者医療広域連合納付金		10,852,854
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	10,852,854
3 諸支出金		23,613
	1 償還金及び還付加算金	23,613
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		10,990,999

議案第45号

平成23年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算

平成23年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,785千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年2月15日提出

川崎市長 阿部孝夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

公害健康被害補償事業特別会計

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		60,000
	1 負担金	60,000
2 財産収入		2,720
	1 財産運用収入	2,720
3 繰入金		35,187
	1 基金繰入金	18,775
	2 一般会計繰入金	16,412

4 繰越金		9,878
	1 繰越金	9,878
歳入	合計	107,785

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公害健康被害補償事業費		107,785
	1 公害健康被害補償事業費	107,785
歳出	合計	107,785

議案第46号

平成23年度川崎市介護保険事業特別会計予

算

平成23年度川崎市の介護保険事業特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
63,201,164千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年 2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

介護保険事業特別会計

款	項	金 額
		千円
1 介護保険料		12,305,832
	1 保 険 料	12,305,832
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国庫支出金		12,744,348
	1 国 庫 負 担 金	10,727,077
	2 国 庫 補 助 金	2,017,271
4 県 支 出 金		8,967,516
	1 県 負 担 金	8,679,051
	2 県 補 助 金	288,463
	3 財政安定化基金支出金	2
5 財 産 収 入		44,901
	1 財 産 運 用 収 入	44,901
6 支払基金交付金		18,033,243
	1 支払基金交付金	18,033,243
7 寄 附 金		1
	1 寄 付 金	1
8 繰入 金		11,063,869
	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,466,648
	2 基 金 繰 入 金	1,597,221
9 繰越 金		2
	1 繰 越 金	2
10 諸 収 入		41,451
	1 延滞金・加算金及び過料	2
	2 雑 入	41,449
歳入	合計	63,201,164

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		1,774,188
	1 総 務 管 理 費	1,774,188
2 保 険 給 付 金		59,648,313
	1 保 険 給 付 費	59,648,313
3 財 政 安 定 化 基 金 抛 出		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出	1
4 地 域 支 援 事 業 費		1,599,062
	1 地 域 支 援 事 業 費	1,599,062
5 保 健 福 祉 事 業 費		23,000
	1 保 健 福 祉 事 業 費	23,000
6 諸 支 出 金		91,698
	1 国 保 連 合 会 費	69,792
	2 還 付 金	21,905
	3 延 滞 金	1
7 基 金 積 立 金		44,902
	1 基 金 積 立 金	44,902
8 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	63,201,164

議案第47号

平成23年度川崎市港湾整備事業特別会計予
算

平成23年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
1,894,859千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年 2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

港湾整備事業特別会計

款	項	金 額
		千円
1 使 用 料 及 び 手 数 料		719,777
	1 使 用 料	719,776
	2 手 数 料	1
2 国 庫 支 出 金		46,757
	1 国 庫 補 助 金	46,757
3 県 支 出 金		476
	1 委 託 金	476
4 財 産 収 入		1,072,181
	1 財 産 運 用 収 入	1,072,180
	2 財 産 売 払 収 入	1
5 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10

6 諸 収 入		55,658
	1 延 滞 金 及 び 加 算 金	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	29,599
	3 雑 入	26,058
歳 入 合 計		1,894,859

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 港 湾 整 備 事 業 費		999,023
	1 運 営 費	240,450
	2 整 備 費	758,573
2 諸 支 出 金		894,836
	1 積 立 金	307,836
	2 繰 出 金	587,000
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,894,859

議案第48号

平成23年度川崎市勤労者福祉共済事業特別
会計予算

平成23年度川崎市の勤労者福祉共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141,945千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年 2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

勤労者福祉共済事業特別会計

款	項	金 額
		千円
1 共 済 掛 金 収 入		68,962
	1 共 済 掛 金 収 入	68,962
2 財 産 収 入		1,078
	1 財 産 運 用 収 入	1,078
3 繰 入 金		65,178
	1 基 金 繰 入 金	43,892
	2 一 般 会 計 繰 入 金	21,286
4 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
5 諸 収 入		6,627
	1 貸 付 金 元 利 収 入	5,000
	2 雑 入	1,627
歳 入 合 計		141,945

歳 出

款	項	金 額
1 勤労者福祉共済事業費		千円 140,945
	1 勤労者福祉共済事業費	140,945
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	141,945

議案第49号

平成23年度川崎市墓地整備事業特別会計予
算

平成23年度川崎市の墓地整備事業特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
625,008千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額

は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第
1項の規定により起こすことができる地方債の起債の
目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、
「第2表地方債」による。

平成23年2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

墓地整備事業特別会計

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 103,620
	1 使 用 料	103,620
2 繰 越 金		188,387
	1 繰 越 金	188,387
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
4 市 債		333,000
	1 市 債	333,000
歳 入	合 計	625,008

歳 出

款	項	金 額
1 墓 地 整 備 事 業 費		千円 585,118
	1 墓 地 整 備 事 業 費	585,118
2 公 債 費		8,876
	1 公 債 費	8,876
3 予 備 費		31,014
	1 予 備 費	31,014
歳 出	合 計	625,008

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
墓 地 整 備 事 業	千円 333,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借入れ資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第50号

平成23年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

平成23年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ847,876千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成23年2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		316,462
	1 使用料	316,461
2 繰越金	2 手数料	1
		331,413
1 繰越金		331,413
3 諸収入		1
	1 雑入	1
4 市債		200,000
	1 市債	200,000
歳 入 合 計		847,876

歳 出

款	項	金 額
1 ゴルフ場事業費		千円
		445,820
	1 ゴルフ場事業費	445,820

2 公 債 費		16,869
	1 公 債 費	16,869
3 諸 支 出 金		180,000
	1 繰 出 金	180,000
4 予 備 費		205,187
	1 予 備 費	205,187
歳 出 合 計		847,876

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生田緑地ゴルフ場クラブハウス改築事業費	平成24年度から平成25年度まで	千円 600,000

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 整 備 事 業	千円 200,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第51号

平成23年度川崎市公共用地先行取得等事業

特別会計予算

平成23年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,805,856千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額

は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成23年2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

公共用地先行取得等事業特別会計

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 11,932
	1 使 用 料	11,931
	2 手 数 料	1

2 財 産 収 入		6,799,782
	1 財 産 運 用 収 入	15,252
	2 財 産 売 払 収 入	6,784,530
3 繰 入 金		3,893,474
	1 基 金 繰 入 金	1
	2 他 会 計 繰 入 金	3,893,473
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		667
	1 雑 入	667
6 市 債		2,100,000
	1 市 債	2,100,000
歳 入 合 計		12,805,856

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等事業費		千円 3,462,508
	1 公共用地先行取得等事業費	3,462,508
2 公 債 費		5,690,393
	1 公 債 費	5,690,393
3 諸 支 出 金		3,632,955
	1 繰 出 金	3,632,955
4 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		12,805,856

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
用 地 先 行 取 得 事 業	千円 2,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から10ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第52号

平成23年度川崎市公債管理特別会計予算

平成23年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,492,353千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額

は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成23年2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

公債管理特別会計

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		1,525,398
	1 財 産 運 用 収 入	1,525,398
2 繰 入 金		186,497,954
	1 基 金 繰 入 金	38,036,904
	2 他 会 計 繰 入 金	148,461,050
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 市 債		53,469,000
	1 借 換 債	53,469,000
歳 入 合 計		241,492,353

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公 債 費		236,153,172
	1 公 債 費	236,153,172
2 諸 支 出 金		5,337,181
	1 繰 出 金	5,337,181
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		241,492,353

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 53,469,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から25ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第53号

平成23年度川崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数(許可)	川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,444床	683床	385床
精神病床	38床	38床	—
感染症病床	12床	12床	—
結核病床	40床	—	40床
合 計	1,534床	733床	425床

イ 年間患者数

入 院	476,145人	232,146人	120,145人	123,854人
外 来	840,053人	482,876人	129,808人	227,369人

ウ 1日平均患者数

入 院	1,300人	634人	328人	338人
外 来	3,350人	1,979人	532人	839人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	8,958,473千円
イ 施設改良工事	188,036千円
ウ 医療器械整備事業	642,115千円
エ 資産購入費	25,111千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	39,190,820千円
------------	--------------

第1項 医 業 収 益	32,810,984千円
第2項 医 業 外 収 益	6,378,132千円
第3項 特 別 利 益	1,704千円

支 出

第1款 病院事業費用	39,942,144千円
第1項 医 業 費 用	38,404,911千円
第2項 医 業 外 費 用	1,288,170千円
第3項 特 別 損 失	239,063千円
第4項 予 備 費	10,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 基本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(基本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,120,063千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,537千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金3,092,526千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 病院事業資本的収入	10,016,505千円
第1項 企 業 債	9,453,000千円
第2項 固定資産売却代金	2千円
第3項 補 助 金	2千円
第4項 負 担 金	563,501千円

支 出

第1款 病院事業資本的支出	13,136,568千円
第1項 建 設 改 良 費	9,813,735千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,322,833千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1 井田病院再編整備事業	8,812,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 医療器械整備事業	641,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医療費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,129,030千円

(2) 交際費 1,900千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,651,567千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,983,446千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数量
1	取得する 資産	器械 備品	
		体外衝撃波結石粉碎装置	1式
		密封小線源治療装置	1式
		X線コンピュータ断層撮影装置 (C T)	1式
		単一光子放射型コンピュータ 断層撮影装置 (S P E C T)	1式
		患者情報管理システム	1式
		自動注射薬払出システム	1式
		検査科統合システム	1式
		総合医療情報システム	1式

平成23年2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

議案第54号

平成23年度川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積 (累計) 10,673ヘクタール

(2) 水洗化助成戸数 60戸

(3) 主要な建設改良事業

下水幹枝線、ポンプ場及び

水処理センター等整備事業 16,572,709千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益 38,227,557千円

第1項 営業収益 37,262,653千円

第2項 営業外収益 963,894千円

第3項 特別利益 1,010千円

支 出

第1款 下水道事業費用 36,860,329千円

第1項 営業費用 25,897,794千円

第2項 営業外費用 10,932,535千円

第3項 特別損失 10,000千円

第4項 予備費 20,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額16,031,351千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額741,269千円並びに当年度分損益勘定留保資金15,290,082千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 下水道事業資本的收入 44,456,531千円

第1項 企業債 34,409,000千円

第2項 一般会計出資金 3,179,165千円

第3項 国庫補助金 5,064,865千円

第4項 負担金 20千円

第5項 寄附金 10千円

第6項 水洗便所等貸付事業収入 30千円

第7項 基金繰入金 1,803,150千円

第8項 固定資産売却代金 10千円

第9項 投資収入 271千円

第10項 その他資本的收入 10千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出 60,487,882千円

第1項 建設改良費 16,572,709千円

第2項 償還金 40,054,032千円

第3項 水洗便所等貸付事業費 30千円

第4項 基金造成費 261千円

第5項 投資 3,850,850千円

第6項 予備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成23年度 公共下水道建設事業費	平成24年度から 平成25年度まで	8,248,763千円
「水洗便所等貸付事業資 金融資」に伴う金融機関 に対する損失補償	平成23年度から 債務消滅時まで	4,268千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1 公共下水道整備事業	千円 11,057,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 借 換 債	9,552,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	同 上	借入れの日から25か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資 本 費 平 準 化 債	13,800,000	同 上	同 上	借入れの日から20か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのでいない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 4,347,154千円
(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,868,558千円である。

平成23年 2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

議案第55号

平成23年度川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 682,764戸

(2) 年 間 総 配 水 量 189,954,000m³

(3) 1 日 平 均 配 水 量 519,000m³

(4) 主要な建設改良事業

ア 耐 震 管 路 等 整 備 事 業 3,874,985千円

イ 川崎縦貫道路関連施設整備事業 153,000千円

ウ 施 設 再 構 築 事 業 6,208,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益 33,647,986千円

第1項 営 業 収 益 30,478,939千円

第2項 営 業 外 収 益 2,648,058千円

第3項 特 別 利 益 520,989千円

支 出

第1款 水 道 事 業 費 用 32,904,881千円

第1項 営 業 費 用 31,426,831千円

第2項 営 業 外 費 用 1,432,145千円

第3項 特 別 損 失 35,905千円

第4項 予 備 費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと

定める（資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額11,001,525千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支調整額576,634千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金10,424,891千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 水道事業資本金収入	5,519,456千円
第1項 企 業 債	4,656,000千円
第2項 出 資 金	31,000千円
第3項 補 助 金	618,326千円
第4項 負 担 金	213,597千円
第5項 融資補償金返還金	10千円
第6項 固定資産売却代金	513千円
第7項 その他の資本金収入	10千円
支 出	
第1款 水道事業資本金支出	16,520,981千円
第1項 建設改良費	13,280,577千円
第2項 投 資	31,000千円
第3項 企業債償還金	3,193,578千円
第4項 補助金返還金	10,806千円
第5項 融資補償金	10千円

第6項 その他の資本金支出 10千円
第7項 予 備 費 5,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
耐震管路等整備事業関連経費	平成24年度	1,305,868千円
川崎縦貫道路関連施設整備事業関連経費	平成24年度	71,568千円
平成23年度施設再構築事業関連経費	平成24年度	1,422,606千円
平成23年度原・浄・配水施設関連経費	平成24年度	1,263,105千円
平成23年度土地借上料	平成24年度から平成27年度まで	5,976千円
「給水装置改良資金融資」に伴う金融機関に対する損失補償	平成23年度から債務消滅時まで	10,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1 耐震管路等整備事業	千円 94,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 川崎縦貫道路関連施設整備事業	126,000			
3 施設再構築事業	4,436,000			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのでいない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 6,587,841千円
（他会計からの補助金）

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、348,233千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、674,800千円と定める。

平成23年2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

議案第56号

平成23年度川崎市工業用水道事業会計予算
（総則）

第1条 平成23年度川崎市工業用水道事業会計の予算

は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 事 業 所 数 59社82工場
 (2) 年 間 総 契 約 水 量 189,361,080m³
 (3) 1 日 当 た り 契 約 水 量 517,380m³
 (4) 主要な建設改良事業

ア 川崎縦貫道路関連施設整備事業 32,000千円

イ 施設再構築事業 1,284,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 工業用水道事業収益 7,479,329千円
 第1項 営 業 収 益 7,301,064千円
 第2項 営 業 外 収 益 178,245千円
 第3項 特 別 利 益 20千円

支 出

- 第1款 工業用水道事業費用 7,025,525千円
 第1項 営 業 費 用 6,736,930千円
 第2項 営 業 外 費 用 278,575千円
 第3項 特 別 損 失 20千円
 第4項 予 備 費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,704,759千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,453千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,616,306千円で補てんするものとする。)

収 入

工業用水道事業 888,797千円
 第1款 資 本 的 収 入

- 第1項 企 業 債 721,000千円
 第2項 補 助 金 167,767千円
 第3項 負 担 金 10千円
 第4項 固定資産売却代金 10千円
 第5項 その他の資本的収入 10千円

支 出

工業用水道事業 2,593,556千円
 第1款 資 本 的 支 出

- 第1項 建 設 改 良 費 1,918,181千円
 第2項 企 業 債 償 還 金 664,672千円
 第3項 補 助 金 返 還 金 5,693千円
 第4項 その他の資本的支出 10千円
 第5項 予 備 費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川崎縦貫道路関連施設整備事業関連経費	平成24年度	24,150千円
平成23年度施設再構築事業関連経費	平成24年度	2,607,285千円
平成23年度原・浄・配水施設関連経費	平成24年度から平成25年度まで	272,552千円
平成23年度土地借上料	平成24年度から平成27年度まで	312千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1 施設再構築事業	千円 721,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することが

できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経

費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,059,971千円
(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、234,818千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,300千円と定める。

平成23年2月15日提出

川崎市長 阿部孝夫

議案第57号

平成23年度川崎市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項 目)	(乗合)	(貸切)
(1) 車両数	330両	5両
(2) 年間走行キロ	12,821千km	36千km
(3) 年間輸送人員	47,092千人	277千人
(4) 1日平均輸送人員	128,667人	757人
(5) 主要な建設改良事業		

ア 乗合自動車購入費 944,896千円

イ 車内運行情報管理システム更新事業 296,294千円

ウ バス停留所施設整備事業 54,957千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車運送事業収益 9,550,862千円

第1項 営業収益 8,123,049千円

第2項 営業外収益 1,426,813千円

第3項 特別利益 1,000千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用 9,736,135千円

第1項 営業費用 9,487,218千円

第2項 営業外費用 207,417千円

第3項 特別損失 31,500千円

第4項 予備費 10,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額865,764千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,804千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金800,960千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 自動車運送事業
資本的收入 1,331,783千円

第1項 企業債 1,098,000千円

第2項 国庫補助金 46,196千円

第3項 一般会計補助金 165,101千円

第4項 その他の資本的收入 22,486千円

支 出

第1款 自動車運送事業
資本的支出 2,197,547千円

第1項 建設改良費 1,384,636千円

第2項 企業債償還金 802,911千円

第3項 予備費 10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業	千円 1,098,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 5,695,734千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、975,556千円である。

平成23年 2 月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

議案第58号

平成23年度川崎市高速鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度川崎市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 建設改良事業 23,542千円
(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 高速鉄道事業資本的収入 60,954千円

第1項 出 資 金 60,932千円

第2項 その他の資本的収入 22千円
支 出

第1款 高速鉄道事業資本的支出 60,940千円

第1項 建 設 改 良 費 23,542千円

第2項 企 業 債 償 還 金 37,398千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成23年 2 月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

議案第59号

平成22年度川崎市一般会計補正予算

平成22年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,454,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ624,155,596千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成23年 2 月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 市 税		274,734,067	3,408,587	278,142,654
	1 市 民 税	122,145,746	3,005,265	125,151,011
	2 固 定 資 産 税	113,040,693	403,322	113,444,015
6 地方消費税交付金		10,183,662	1,365,763	11,549,425
	1 地方消費税交付金	10,183,662	1,365,763	11,549,425
15 国 庫 支 出 金		96,491,679	114,413	96,606,092
	1 国 庫 負 担 金	74,799,531	71,595	74,871,126
	2 国 庫 補 助 金	21,075,056	42,818	21,117,874
16 県 支 出 金		17,460,051	190,592	17,650,643
	1 県 負 担 金	8,022,627	190,592	8,213,219
21 諸 収 入		57,908,867	49,000	57,957,867
	6 雑 入	5,991,142	49,000	6,040,142

22 市 債		82,242,000	326,000	82,568,000
	1 市 債	82,242,000	326,000	82,568,000
歳 入	合 計	618,701,241	5,454,355	624,155,596

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,594,843	△11,256	1,583,587
	1 議 会 費	1,594,843	△11,256	1,583,587
2 総 務 費		55,494,071	△670,223	54,823,848
	1 職 員 管 理 費	35,514,319	△670,223	34,844,096
5 健 康 福 祉 費		116,050,711	294,837	116,345,548
	1 健 康 福 祉 費	7,991,261	294,837	8,286,098
8 建 設 緑 政 費		31,091,392	49,000	31,140,392
	1 建 設 緑 政 管 理 費	3,158,655	49,000	3,207,655
10 ま ち づ くり 費		41,165,131	△215,985	40,949,146
	3 整 備 事 業 費	15,283,245	△215,985	15,067,260
12 消 防 費		18,121,137	△124,360	17,996,777
	1 消 防 費	18,121,137	△124,360	17,996,777
13 教 育 費		44,637,892	492,164	45,130,056
	1 教 育 総 務 費	9,979,623	△130,189	9,849,434
	9 教 育 施 設 整 備 費	16,708,137	622,353	17,330,490
14 公 債 費		76,415,482	11,372	76,426,854
	1 公 債 費	76,415,482	11,372	76,426,854
15 諸 支 出 金		62,634,832	5,628,806	68,263,638
	1 繰 出 金	51,410,430	5,628,806	57,039,236
歳 出	合 計	618,701,241	5,454,355	624,155,596

第2表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
2 総 務 費	4 総 合 企 画 費	臨 海 部 土 地 利 用 誘 導 事 業	30,000
		仮称藤子・F・不二雄ミュージアム整備事業	107,730
	小 計		137,730
4 こ ど も 費	2 こ ど も 支 援 費	民間事業者活用型保育所整備事業	119,273
5 健 康 福 祉 費	4 老 人 福 祉 費	地域密着型サービス推進事業	496,175
	13 施 設 整 備 費	衛 生 施 設 整 備 事 業	3,520
	小 計		499,695
8 建 設 緑 政 費	2 道 路 橋 り ょう 費	安 全 施 設 整 備 事 業	151,479
		道 路 整 備 事 業	1,823,155
		橋 り ょう 架 設 改 良 事 業	685,604
		自 転 車 対 策 事 業	671,656
	3 街 路 事 業 費	街 路 事 業	2,041,315
		連 続 立 体 交 差 事 業	2,226,235
	5 河 川 費	河 川 整 備 事 業	578,587
	小 計		8,178,031
9 港 湾 費	2 港 湾 建 設 費	港 湾 改 修 事 業	687,500

	小 計	港 湾 工 事 負 担 金	470,000
		浮島2期廃棄物埋立護岸建設事業	465,000
			1,622,500
10 まちづくり費	2 計 画 費	コミュニティ交通支援事業	15,729
	3 整備事業費	川崎駅西口地区公共施設等整備事業	8,000
		鹿島田駅西地区市街地再開発事業補助金	1,088,200
		武蔵小杉駅南口地区西街区市街地再開発等事業補助金	929,800
		武蔵小杉駅南口地区東街区市街地再開発等事業補助金	358,190
		小杉町3丁目中央地区市街地再開発等事業補助金	177,720
		登戸地区上地区画整理事業	213,709
		東京急行東横線元住吉1号踏切等関連施設改良推進事業	160,550
		小杉駅周辺交通機能整備事業	1,949,000
		新川崎地区整備事業	133,573
		川崎駅周辺総合整備事業	942,943
		新百合ヶ丘駅周辺交通環境対策事業	16,391
	4 建築管理費	公共建築物耐震化推進事業	9,000
	5 住宅費	市営住宅等耐震化事業	793,966
		公営住宅整備事業	54,301
	小 計		6,851,072
11 区役所費	1 区政振興費	区政総務道路維持補修事業	290,000
		区政総務公園緑地維持管理事業	11,106
		川崎区道路維持補修事業	18,000
		多摩区道路維持補修事業	98,206
		多摩区生田緑地維持管理事業	4,615
		麻生区道路維持補修事業	3,777
	小 計		425,704
13 教育費	7 社会教育費	日本民家園施設整備事業	118,780
	9 教育施設整備費	川中島小学校大規模改修事業	146,837
		東菅小学校大規模改修事業	18,015
		教育環境整備事業	367,484
		エレベータ等整備事業	254,869
		青少年科学館改築整備事業	10,962
	小 計		916,947
合 計			18,750,952

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
駅 施 設 関 連 事 業	1,541,000	△105,000	1,436,000
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	7,998,000	431,000	8,429,000
合 計	9,539,000	326,000	9,865,000
地 方 債 総 合 計	82,242,000	326,000	82,568,000

議案第60号

平成22年度川崎市国民健康保険事業特別会
計補正予算

平成22年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

262,031千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ127,856,331千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。

平成23年 2 月15日提出

川崎市市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

国民健康保険事業特別会計

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		38,339,367	△2,211,508	36,127,859
	1 保 険 料	38,339,367	△2,211,508	36,127,859
3 国庫支出金		31,772,899	△3,443,767	28,329,132
	2 国庫補助金	4,877,069	△3,443,767	1,433,302
4 療養給付費等交付金		3,843,365	△205,989	3,637,376
	1 療養給付費等交付金	3,843,365	△205,989	3,637,376
8 繰入金		10,000,000	5,625,246	15,625,246
	1 繰入金	10,000,000	5,625,246	15,625,246
9 繰越金		1	498,049	498,050
	1 繰越金	1	498,049	498,050
歳 入 合 計		127,594,300	262,031	127,856,331

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 諸支出金		350,203	262,031	612,234
	4 国庫負担金等返還金	1	262,031	262,032
歳 出 合 計		127,594,300	262,031	127,856,331

議案第61号

平成22年度川崎市公債管理特別会計補正予
算

平成22年度川崎市の公債管理特別会計の補正予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
7,290,273千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入
歳出それぞれ214,174,237千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」

による。

平成23年 2 月15日提出

川崎市市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

公債管理特別会計

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 繰入金		166,783,274	5,923,273	172,706,547
	2 他会計繰入金	146,326,756	5,923,273	152,250,029
4 市債		39,138,000	1,367,000	40,505,000
	1 借換債	39,138,000	1,367,000	40,505,000
歳入	合 計	206,883,964	7,290,273	214,174,237

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 公債費		204,370,158	7,290,273	211,660,431
	1 公債費	204,370,158	7,290,273	211,660,431
歳出	合 計	206,883,964	7,290,273	214,174,237

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
借 換 債	39,138,000	1,367,000	40,505,000

議案第62号

平成22年度川崎市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成22年度川崎市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成22年度川崎市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業資本的収入	41,287,865千円	5,112,560千円	46,400,425千円
第1項 企業債	33,074,000千円	5,109,000千円	38,183,000千円
第2項 一般会計出資金	2,650,943千円	3,560千円	2,654,503千円
(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 下水道事業資本的支出	57,105,228千円	5,112,560千円	62,217,788千円
第2項 償 還 金	36,476,258千円	5,112,560千円	41,588,818千円

(企業債)

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
2 借 換 債	6,844,000	5,109,000	11,953,000
企 業 債 総 合 計	33,074,000	5,109,000	38,183,000

平成23年 2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

議案第63号

平成22年度川崎市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成22年度川崎市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

(科 目)

(既定予定額)

(補正予定額)

(計)

支 出

第1款 水道事業資本的支出	13,375,948千円	799,341千円	14,175,289千円
第3項 企業債償還金	3,319,528千円	799,341千円	4,118,869千円

平成23年 2月15日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第138号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年3月18日から平成23年4月1日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	小 倉 第33号線	川崎市幸区小倉1656番 12先 川崎市幸区小倉1658番 37先	7.00	106.83	
新	小 倉 第33号線	川崎市幸区小倉1656番 6先 川崎市幸区小倉1658番 36先	9.00 ～ 10.45	106.83	

川崎市告示第139号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月18日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年3月18日から平成23年4月1日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

第2条 平成22年度川崎市水道事業会計予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,823,730千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,623,071千円」に、「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金9,400,062千円」を「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金10,199,403千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
小 倉 第33号線	川崎市幸区小倉1656番6先	
	川崎市幸区小倉1658番36先	

川崎市告示第140号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成23年 3月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
 - 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - 引取りのできる日時
火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - 持参するもの
自転車等の鍵

印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第141号

情報通信の技術を利用する方法により行う
行政手続等の一部改正について

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年川崎市規則第85号）第3条の規定及びこの規定の準用により、情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成19年川崎市告示第314号）の一部を次のように改正し、平成23年 3月23日から施行する。

平成23年 3月22日

川崎市長 阿部孝夫

表中

「

川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年川崎市規則第31号）	第1条の6第1項第1号	係船岸壁、栈橋及び物揚場の利用許可の申請
	第13条の2	係船岸壁、栈橋及び物揚場の利用終了の届出

」

を

「

川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年川崎市規則第31号）	第1条の6第1項第1号	係船岸壁、栈橋及び物揚場の利用許可の申請
	第1条の6第1項第3号	上屋及び一般利用荷さばき地の利用許可の申請
	第1条の6第1項第6号	船舶給水設備の利用許可の申請
	第13条の2	係船岸壁、栈橋及び物揚場の利用終了の届出
	第16条の3第2項	上屋及び一般利用荷さばき地の利用完了の届出

」

に改める。

川崎市告示第142号

川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）第7条第4項の規定により、同条第1項に規定する作業報酬下限額を次のとおり定めたので、告示します。

平成23年 3月25日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工

事請負契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

別表のとおり

川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

893円

別表 特定工事請負契約作業報酬下限額

(単位：円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	1,970
普通作業員	1,632
軽作業員	1,227
造園工	1,722
法面工	1,835
とび工	1,980
石工	2,205
ブロック工	2,195
電工	2,037
鉄筋工	1,925
鉄骨工	1,835
塗装工	1,980
溶接工	2,307
運転手（特殊）	1,947
運転手（一般）	1,733
潜かん工	2,330
潜かん世話役	2,712
さく岩工	1,925
トンネル特殊工	2,115
トンネル作業員	1,778
トンネル世話役	2,295
橋りょう特殊工	2,262
橋りょう塗装工	2,330
橋りょう世話役	2,475
土木一般世話役	2,205
高級船員	2,633
普通船員	1,958
潜水土	2,925
潜水連絡員	2,070
潜水送気員	2,015
山林砂防工	2,318
軌道工	3,320
型わく工	1,980
大工	2,025
左官	1,970
配管工	2,015
はつり工	1,845
防水工	1,913

板金工	1,902
タイル工	2,048
サッシ工	1,857
屋根ふき工	1,745
内装工	1,958
ガラス工	1,857
建具工	1,745
ダクト工	1,722
保温工	1,935
建築ブロック工	1,935
設備機械工	2,048
交通誘導員A	1,080
交通誘導員B	980

川崎市告示第143号

川崎市路上喫煙防止重点区域における市長
が別に定める場所の指定変更について

川崎市路上喫煙の防止に関する条例（平成17年川崎市
条例第95号）第8条ただし書の規定に基づき路上喫煙防

止重点区域（以下「重点区域」という。）に指定した市長が別に定める場所（以下「指定喫煙場所」という。）を変更しますので、次のとおり告示します。

平成23年3月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

指定変更の効力が生ずる日 平成23年3月31日

旧・新 別	重点区域の 名 称	指定喫煙場所の 名称及び場所	位置	範 囲
旧	川崎駅周辺	川崎駅第2指定喫煙場所 川崎区駅前本町26番1の一部	別図第1のとおり	市が設置した喫煙設備の周囲の地面に標示した緑色の線で囲まれた部分
新	川崎駅周辺	川崎駅第2指定喫煙場所 川崎区駅前本町26番1の一部	別図第1のとおり	市が設置した喫煙設備の周囲の地面に標示した白色の線で囲まれた部分

別図第1



●旧：川崎駅第2指定喫煙場所

■新：川崎駅第2指定喫煙場所

川崎市告示第144号

川崎市路上喫煙防止重点区域における市長
が別に定める場所の指定について

川崎市路上喫煙の防止に関する条例（平成17年川崎市
条例第95号）第8条ただし書の規定に基づき路上喫煙防
止重点区域（以下「重点区域」という。）における市長
が別に定める場所（以下「指定喫煙場所」という。）を
指定したので、次のとおり告示します。

平成23年3月25日

川崎市市長 阿部孝夫
指定の効力が生ずる日 平成23年3月31日

重点区域の 名称	指定喫煙場所の 名称及び場所	位置	範囲
川崎駅周辺	川崎駅第3指定 喫煙場所 川崎区駅前本町 26番1の一部	別図第1 のとおり	市が設置した喫煙 設備の周囲の地面 に標示した白色の 線で囲まれた部分

別図第1



■ : 川崎駅第3指定喫煙場所

川崎市告示第145号

川崎市住居表示に関する条例（昭和38年川崎市条例第41号）第2条の規定により、街区符号の変更について、次のとおり告示する。

平成23年 3月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 街区符号を変更する場所

麻生区はるひ野1丁目6番の一部、7番の一部、（別図変更前）を

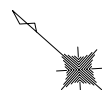
麻生区はるひ野1丁目6番（別図変更後）に、麻生区はるひ野1丁目7番の一部、8番の一部（別図変更前）を

麻生区はるひ野1丁目7番（別図変更後）に、麻生区はるひ野1丁目6番の一部、7番の一部、8番の一部、（別図変更前）を

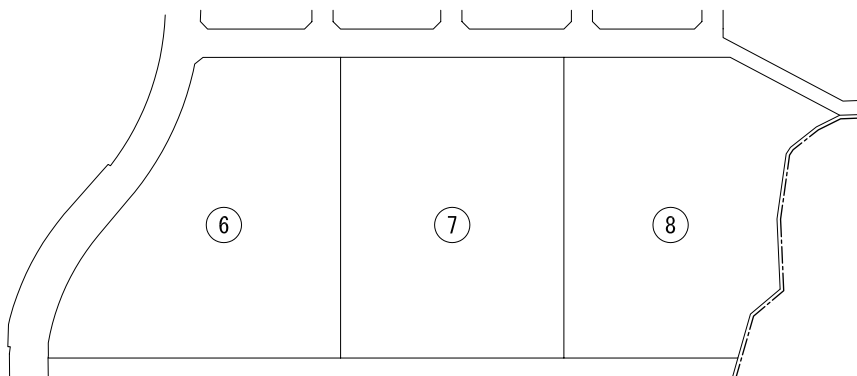
麻生区はるひ野1丁目8番（別図変更後）に変更する。

2 変更の実施期日 平成23年 4月 8 日

別図 変更前 麻生区はるひ野1丁目

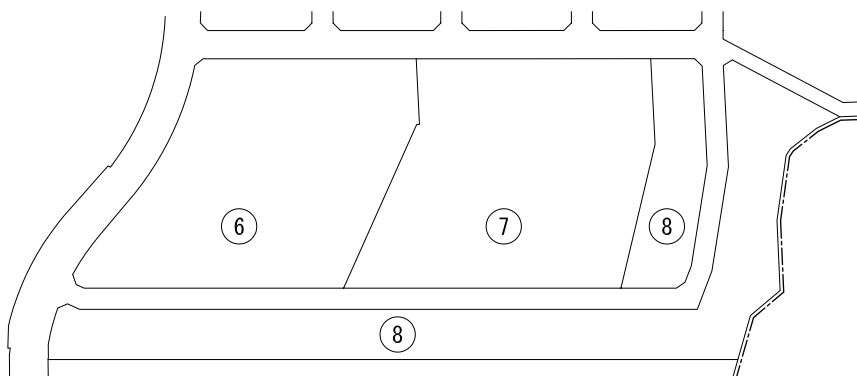


S=1 : 1500



別図 変更後 麻生区はるひ野1丁目

S=1 : 1500



凡 例	
-----	街 界
————	街 区 界
⑧	街区符号

川崎市告示第146号

川崎市住居表示に関する条例（昭和38年川崎市条例第41号）第2条の規定により、街区符号の変更について、次のとおり告示する。

平成23年 3 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 街区符号を変更する場所

麻生区はるひ野 5 丁目10番の一部（別図変更前）を
麻生区はるひ野 5 丁目10番（別図変更後）に、
麻生区はるひ野 5 丁目10番の一部、11番の一部、12

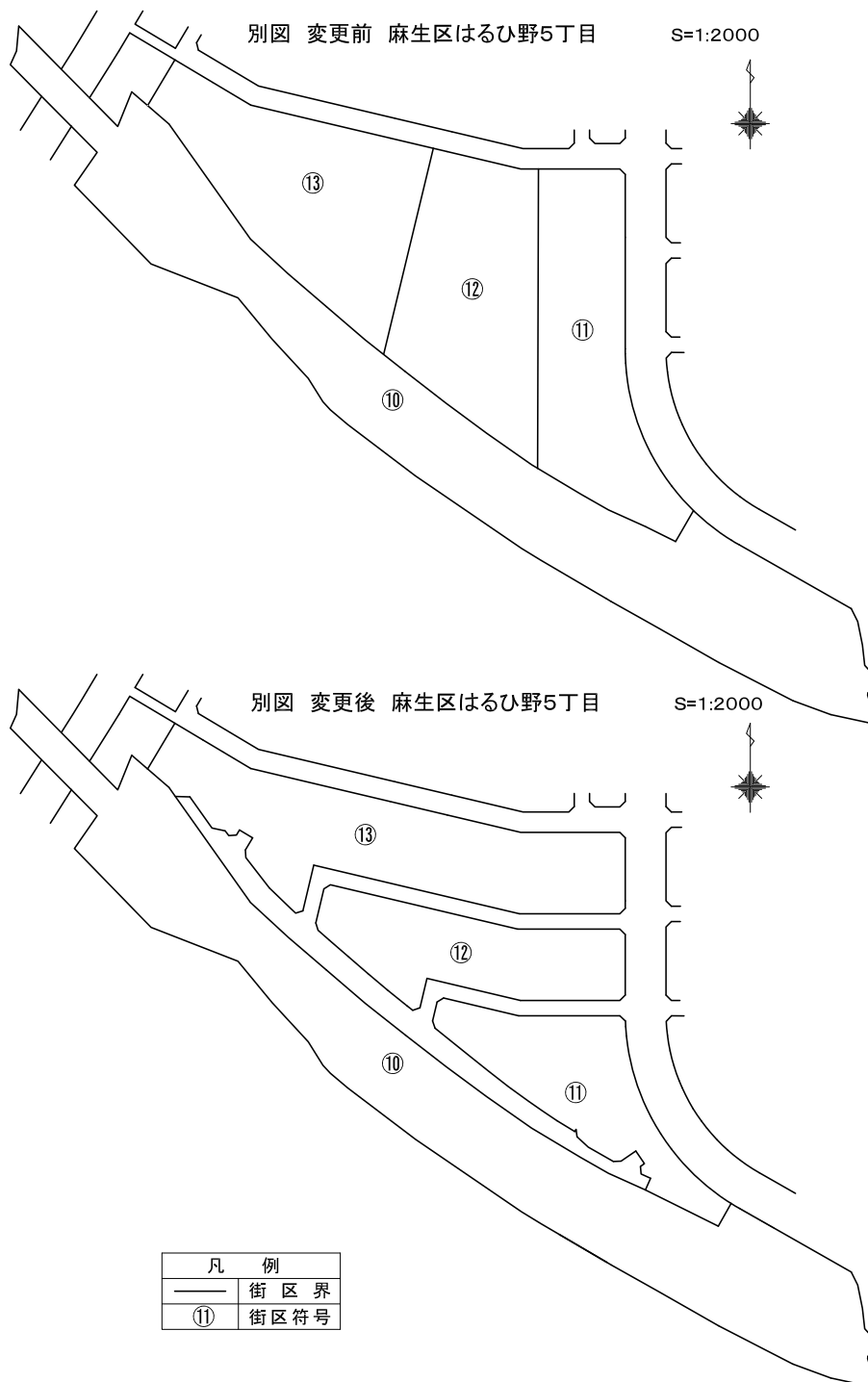
番の一部（別図変更前）を

麻生区はるひ野 5 丁目11番（別図変更後）に、
麻生区はるひ野 5 丁目11番の一部、12番の一部、13
番の一部、（別図変更前）を

麻生区はるひ野 5 丁目12番（別図変更後）に、
麻生区はるひ野 5 丁目11番の一部、12番の一部、13
番の一部（別図変更前）を

麻生区はるひ野 5 丁目13番（別図変更後）に変更す
る。

2 変更の実施期日 平成23年 4 月 8 日



川崎市告示第147号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月25日から平成23年 4 月 8 日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	枅形 第23号線	川崎市多摩区枅形6丁目4174番3先 川崎市多摩区枅形6丁目4174番3先	2.73	16.12	
新	枅形 第23号線	川崎市多摩区枅形6丁目4174番1先 川崎市多摩区枅形6丁目4174番1先	3.37	16.12	

川崎市告示第148号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年 3 月25日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月25日から平成23年 4 月 8 日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
枅形 第23号線	川崎市多摩区枅形6丁目4174番1先 川崎市多摩区枅形6丁目4174番1先	

川崎市告示第149号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月28日から平成23年 4 月11日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	麻生 第9号線	川崎市麻生区王禅寺西5丁目2284番12先 川崎市麻生区王禅寺西5丁目2284番13先	8.50	51.61	
新	麻生 第9号線	川崎市麻生区王禅寺西5丁目2284番1先 川崎市麻生区王禅寺西5丁目2284番8先	9.00 ～ 9.01	51.61	

川崎市告示第150号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年 3 月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月28日から平成23年 4 月11日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
麻生 第9号線	川崎市麻生区王禅寺西5丁目2284番1先 川崎市麻生区王禅寺西5丁目2284番8先	

川崎市告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成23年3月29日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市告示第153号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月29日

川崎市長 阿部孝夫

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	新川崎第1号線	幸区新川崎144番9先 幸区新川崎760番7先	
2	新小倉第1号線	幸区新小倉308番9先 幸区新小倉545番58先	
3	久末第259号線	高津区久末84番9先 高津区久末84番20先	
4	中野島第211号線	多摩区中野島4丁目1477番5先 多摩区中野島4丁目1477番12先	
5	登戸第337号線	多摩区登戸899番1先 多摩区登戸900番5先	
6	菅稲田堤第96号線	多摩区菅稲田堤3丁目3345番9先 多摩区菅稲田堤3丁目3344番14先	
7	王禅寺第522号線	麻生区王禅寺西7丁目2003番24先 麻生区王禅寺西7丁目2063番147先	
8	上麻生第403号線	麻生区上麻生5丁目2番9先 麻生区上麻生5丁目2番10先	
9	片平第329号線	麻生区片平2丁目200番5先 麻生区片平2丁目25番14先	
10	片平第330号線	麻生区片平2丁目200番2先 麻生区片平2丁目200番2先	
11	片平第331号線	麻生区片平2丁目200番5先 麻生区片平2丁目27番9先	
12	片平第332号線	麻生区片平4丁目2155番16先 麻生区片平4丁目2151番3先	

13	片平第333号線	麻生区片平4丁目2155番14先	
		麻生区片平4丁目2194番1先	

川崎市告示第154号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年3月29日から平成23年4月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年3月29日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
		終 点			
1	新川崎第1号線	幸区新川崎144番9先 幸区新川崎760番7先	6.00	60.87	
2	新小倉第1号線	幸区新小倉308番9先 幸区新小倉545番58先	4.50 ～ 6.00	418.79	
3	久末第259号線	高津区久末84番9先 高津区久末84番20先	6.01	54.41	
4	中野島第211号線	多摩区中野島4丁目1477番5先 多摩区中野島4丁目1477番12先	6.01 ～ 6.02	53.44	
5	登戸第337号線	多摩区登戸899番1先 多摩区登戸900番5先	4.00	28.03	
6	菅稲田堤第96号線	多摩区菅稲田堤3丁目3345番9先 多摩区菅稲田堤3丁目3344番14先	4.50	43.27	
7	王禅寺第522号線	麻生区王禅寺西7丁目2003番24先 麻生区王禅寺西7丁目2063番147先	6.00 ～ 6.01	104.42	
8	上麻生第403号線	麻生区上麻生5丁目2番9先 麻生区上麻生5丁目2番10先	4.00	28.33	
9	片平第329号線	麻生区片平2丁目200番5先 麻生区片平2丁目25番14先	4.00 ～ 7.00	84.69	
10	片平第330号線	麻生区片平2丁目200番2先 麻生区片平2丁目200番2先	4.00 ～ 7.38	20.68	

11	片 平 第331号線	麻生区片平 2 丁目200番 5 先 ----- 麻生区片平 2 丁目27番 9 先	4.00	63.53	
12	片 平 第332号線	麻生区片平 4 丁目2155番16先 ----- 麻生区片平 4 丁目2151番 3 先	6.01 ～ 7.01	160.40	
13	片 平 第333号線	麻生区片平 4 丁目2155番14先 ----- 麻生区片平 4 丁目2194番 1 先	6.00 ～ 6.01	128.90	

川崎市告示第155号

自転車歩行者専用道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第 2 項の規定に基づき、平成23年 3 月29日から次の路線を自転車歩行者専用道路として指定する。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市道

整理 番号	路 線 名	指定区間	重要な経過地
1	新 川 崎 第 1 号 線	幸区新川崎144番 9 先 ----- 幸区新川崎760番 7 先	
2	新 小 倉 第 1 号 線	幸区新小倉308番 9 先 ----- 幸区新小倉545番58先	

川崎市告示第156号

歩行者専用道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第 3 項の規定に基づき、平成23年 3 月29日から次の路線を歩行者専用道路として指定する。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市道

整理 番号	路 線 名	指定区間	重要な経過地
10	片 平 第330号線	麻生区片平 2 丁目200番 2 先 ----- 麻生区片平 2 丁目200番 2 先	

川崎市告示第157号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成23年 3 月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市道

整理 番号	路 線 名	起 点 ----- 終 点	重要な経過地
1	新 川 崎 第 1 号 線	幸区新川崎144番 9 先 ----- 幸区新川崎760番 7 先	
3	久 末 第259号線	高津区久末84番 9 先 ----- 高津区久末84番20先	
4	中 野 島 第211号線	多摩区中野島 4 丁目1477番 5 先 ----- 多摩区中野島 4 丁目1477番12先	
5	登 戸 第337号線	多摩区登戸899番 1 先 ----- 多摩区登戸900番 5 先	
6	菅 稲 田 堤 第 96 号 線	多摩区菅稲田堤 3 丁目3345番 9 先 ----- 多摩区菅稲田堤 3 丁目3344番14先	
7	王 禅 寺 第522号線	麻生区王禅寺西 7 丁目2003番24先 ----- 麻生区王禅寺西 7 丁目2063番147先	
8	上 麻 生 第403号線	麻生区上麻生 5 丁目 2 番 9 先 ----- 麻生区上麻生 5 丁目 2 番10先	
9	片 平 第329号線	麻生区片平 2 丁目200番 5 先 ----- 麻生区片平 2 丁目25番 14先	
10	片 平 第330号線	麻生区片平 2 丁目200番 2 先 ----- 麻生区片平 2 丁目200番 2 先	
11	片 平 第331号線	麻生区片平 2 丁目200番 5 先 ----- 麻生区片平 2 丁目27番 9 先	
12	片 平 第332号線	麻生区片平 4 丁目2155番16先 ----- 麻生区片平 4 丁目2151番 3 先	

13	片 平 第333号線	麻生区片平4丁目2155番14先 麻生区片平4丁目2194番1先	
----	---------------	-------------------------------------	--

川崎市告示第158号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
14	久 末 第250号線	高津区久末84番9先 高津区久末84番8先	
15	菅 生 第70号線	宮前区初山2丁目892番先 宮前区初山2丁目873番1先	
16	中 野 島 第156号線	多摩区中野島1丁目977番先 多摩区中野島1丁目976番先	
17	王 禅 寺 第518号線	麻生区王禅寺西7丁目2003番10先 麻生区王禅寺西7丁目2003番23先	
18	片 平 第271号線	麻生区片平2丁目27番1先 麻生区片平2丁目25番15先	

川崎市告示第159号

道路区域決定に関する告示の訂正について

平成21年12月15日川崎市告示第666号の表を次のとおり訂正します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

誤

道路の種類 市道

路線名及び区域の決定区間等

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
77	初 山 第 2 号 線	川崎市宮前区初山2丁目967番101先 川崎市宮前区初山2丁目966番101先	2.53 ～ 6.00	35.19

正

道路の種類 市道

路線名及び区域の決定区間等

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
77	初 山 第 2 号 線	川崎市宮前区初山2丁目967番101先 川崎市宮前区初山2丁目966番101先	2.53 ～ 6.00	23.94

川崎市告示第160号

道路の区域の変更に関する告示の訂正について

平成22年 3 月19日川崎市告示第143号の表を次のとおり訂正します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

誤

道路の種類 市道

路線名及び区域の決定区間等

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
旧	宮 前 第 5 号 線	川崎市宮前区野川3611番18先 川崎市宮前区野川3611番8先	3.64	23.96
新	宮 前 第 5 号 線	川崎市宮前区野川3611番56先 川崎市宮前区野川3611番54先	3.85 ～ 3.95	23.96

正

道路の種類 市道

路線名及び区域の決定区間等

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
旧	宮 前 第 5 号 線	川崎市宮前区野川3611番18先 川崎市宮前区野川3611番8先	3.64	33.32
新	宮 前 第 5 号 線	川崎市宮前区野川3611番56先 川崎市宮前区野川3611番54先	3.85 ～ 3.95	33.32

川崎市告示第161号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	宮 崎 第100号線	川崎市高津区梶ヶ谷 1 丁目 3 番 9 先	5.50 ～	42.12	
		川崎市高津区梶ヶ谷 2 丁目 13番14先	10.00		
新	宮 崎 第100号線	川崎市高津区梶ヶ谷 1 丁目 3 番 1 先	8.35 ～	42.12	
		川崎市高津区梶ヶ谷 2 丁目 13番 8 先	12.06		

川崎市告示第162号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年 3 月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
宮 崎 第100号線	川崎市高津区梶ヶ谷 1 丁目 3 番 1 先	
	川崎市高津区梶ヶ谷 2 丁目 13番 8 先	

川崎市告示第163号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
----------	-------	-----	-------------------	------------	----

旧	野 川 第303号線	川崎市宮前区野川2967 番29先	2.73 ～	68.94	
		川崎市宮前区野川2967 番28先	4.76		
新	野 川 第303号線	川崎市宮前区野川2967 番42先	2.73 ～	68.94	
		川崎市宮前区野川2967 番44先	5.23		

川崎市告示第164号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年 3 月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
野 川 第 3 0 3 号 線	川崎市宮前区野川2967番42先	
	川崎市宮前区野川2967番44先	

川崎市告示第165号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年 3 月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
鹿 島 田 第 1 号 線	川崎市中原区大倉町10番 1 先	
	川崎市幸区新川崎149番 7 先	

川崎市告示第166号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年 3 月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
鹿 島 田 第 2 号 線	川崎市幸区新川崎149番 7 先	
	川崎市幸区新川崎149番27先	
鹿 島 田 第 2 号 線	川崎市幸区新川崎610番 6 先	
	川崎市幸区新川崎610番 4 先	

川崎市告示第167号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	北 加 瀬 第 60 号 線	川崎市幸区新川崎760 番 7 先	20.05	241.68	
		川崎市幸区新川崎144 番 9 先	27.50		
新	北 加 瀬 第 60 号 線	川崎市幸区新川崎760 番 7 先	20.05	241.68	
		川崎市幸区新川崎144 番 9 先	26.46		
旧	北 加 瀬 第 60 号 線	川崎市幸区新川崎1307 番 2 先	20.05	33.94	
		川崎市幸区新川崎144 番 8 先	20.61		
新	北 加 瀬 第 60 号 線	川崎市幸区新川崎1307 番 2 先	19.95	33.94	
		川崎市幸区新川崎144 番 8 先	20.61		

川崎市告示第168号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年 3 月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい

て、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
北 加 瀬 第 60 号 線	川崎市幸区新川崎760番 7 先	
	川崎市幸区新川崎144番 9 先	
北 加 瀬 第 60 号 線	川崎市幸区新川崎1307番 2 先	
	川崎市幸区新川崎144番 8 先	

川崎市告示第169号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年 3 月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3 月29日から平成23年 4 月12日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
北 加 瀬 第 105 号 線	川崎市幸区新川崎610番 6 先	
	川崎市幸区新川崎149番27先	
北 加 瀬 第 105 号 線	川崎市幸区新川崎144番 5 先	
	川崎市幸区新川崎144番 5 先	

川崎市告示第170号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第 4 号。以下「条例」という。）第10条第 2 項、第11条第 2 項及び第 3 項並びに第17条第 2 項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第 1 項（第17条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 保管期間
当該告示をした日から起算して 1 箇月間
- 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成23年 3月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成23年 3月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術者の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成23年 3月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により指定施術者の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術者の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成23年 3月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により指定施術者の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術者の変更を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成23年 3月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第176号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 3月30日から平成23年 4月13日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 3月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	菅 生 第35号線	川崎市宮前区初山2丁目892番先 川崎市宮前区初山2丁目873番18先	3.71	2.20	

新	菅 生 第35号線	川崎市宮前区初山2丁目892番先 川崎市宮前区初山2丁目873番20先	4.01	2.20	
---	--------------	--	------	------	--

川崎市告示第177号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月30日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年3月30日から平成23年4月13日まで一般の縦覧に供します。

平成23年3月30日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
菅 生 第35号線	川崎市宮前区初山2丁目892番先	
	川崎市宮前区初山2丁目873番20先	

川崎市告示第178号

川崎市環境基本計画の公表について

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第9条第2項の規定に基づき、川崎市環境基本計画を次のとおり公表します。

平成23年3月30日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

（別紙省略）

川崎市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第3項の規定に基づいて、中部地域療育センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年3月23日条例第10号）第14条の3第3項の規定により告示します。

平成23年3月31日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	名 称：中部地域療育センター 所在地：中原区井田3丁目16番1号
指定管理者	【所在地】 神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749番地 【名 称】 社会福祉法人 同愛会 【代表者名】 理事長 高山和彦

指定期間	平成23年4月1日から 平成25年3月31日まで
------	-----------------------------

川崎市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市立労働会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市立労働会館条例（昭和26年川崎市条例第73号）第4条第3項の規定により告示します。

平成23年3月31日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市立労働会館 川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
指定管理者	（所在地）東京都豊島区東池袋3丁目13番3号 （名 称）アゼリアプロジェクト （代表者名）幸島 武
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第181号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の4第2項に規定する石綿の含有の状況を分析する方法の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）第62条の4第2項に規定する試料中の石綿の含有の状況を分析する方法を次のように定め、平成23年10月1日から適用する。

平成23年3月31日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

資料中の石綿の含有の状況を分析する方法は、日本工業規格A1481により行うものとする。

川崎市告示第182号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の15第2項に規定する石綿の濃度の測定回数及び地点の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）第62条の15第2項に規定する石綿の濃度の測定回数および地点を次のように定め、平成23年10月1日から適用する。

平成23年3月31日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

次表の左の欄に掲げる時期の区分ごとに、同表の中欄

に定める測定回数を同表の右欄に定める測定地点において行われるものとする。

測定時期	測定回数	測定地点
石綿排出等作業の開始前及び完了後	それぞれ1回	敷地の境界線のうち、作業場に対してその主たる風向の風下の1地点
石綿排出等作業の期間中	石綿排出等作業の日数が6日までごとに1回	敷地の境界線のうち、作業場を挟んで、その主たる風向の風上及び風下の2地点並びにその主たる風向に対し垂直な2地点

備考

- 1 石綿排出等作業の期間中に係る測定は、一の石綿排出等工事において一の石綿排出等作業と他の石綿排出等作業が同時期に行われると認められる場合にあっては、それらを一の石綿排出等作業とみなして行うことができる。この場合において、一の石綿排出等作業とみなされた石綿排出等作業の日数は、最初に開始される作業の日から最後に完了する作業の日までの日数とする。
- 2 この表の右欄に掲げる測定地点と作業場との間に石綿の濃度の測定に影響を及ぼす障害物等がある場合は、当該地点に代えて、その影響を回避することができる敷地の境界線のうち、当該地点に最も近い1地点を測定地点とする。

川崎市告示第183号

対策目標値の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第6条の規定に基づき、対策目標値を次のように定め、平成23年4月1日から適用し、平成12年川崎市告示第600号は、同日から廃止する。

平成23年3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

物 質	対策目標値	達成年度	
二酸化硫黄	1時間値	0.10ppm以下	
	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	全測定所で平成23年度から平成27年度の早期
浮遊粒子状物質	1時間値	0.20mg/m ³ 以下	
	1時間値の1日平均値	0.10mg/m ³ 以下	

川崎市告示第184号

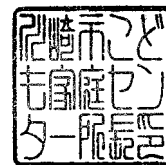
川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

平成23年3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

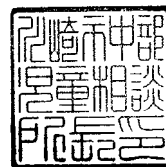
1 川崎市子ども家庭センター所長印

- (1) 使用開始日 平成23年4月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 31
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 子ども家庭センター管理保護課 1個
- (6) 印 影



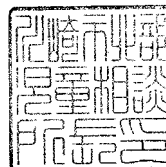
2 中部児童相談所所長印

- (1) 使用開始日 平成23年4月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 32
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 中部児童相談所 1個
- (6) 印 影



3 北部児童相談所所長印

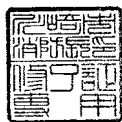
- (1) 使用開始日 平成23年4月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 32
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 北部児童相談所 1個
- (6) 印 影



4 修了証専用消防長印

- (1) 使用開始日 平成23年4月1日
- (2) 専用公印 ひな形番号 66の2
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方15mm
- (5) 保管場所及び個数 消防局予防部予防課 1個

(6) 印 影



川崎市告示第185号

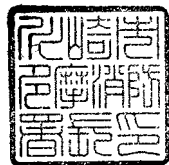
川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

平成23年 3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 消防署長印

- (1) 使用開始日 平成23年 4月 1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 40
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 多摩消防署 1個
- (6) 印 影



川崎市告示第186号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を廃止しますので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

平成23年 3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 中央児童相談所長印

- (1) 保管場所及び個数
中央児童相談所 1個
- (2) 廃止年月日
平成23年 3月31日

2 南部児童相談所長印

- (1) 保管場所及び個数
南部児童相談所 1個

(2) 廃止年月日

平成23年 3月31日

3 国民健康保険、介護保険、自立支援給付及び住民基本台帳事務専用市印

- (1) 保管場所及び個数
中部地域療養センター 1個
- (2) 廃止年月日
平成23年 3月31日

川崎市告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市生活文化会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市生活文化会館条例（平成7年川崎市条例第47号）第4条第3項の規定により告示します。

平成23年 3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市生活文化会館 川崎市高津区溝口1丁目6番10号
指定管理者	(所在地) 横浜市中区寿町1丁目4番地 (名 称) 公益財団法人 神奈川県労働福祉協会 (代表者名) 理事長 石川 菊二
指定期間	平成23年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで

川崎市告示第188号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市子ども文化センター及び川崎市ふれあい館・川崎市桜本子ども文化センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市子ども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）第4条第3項及び川崎市ふれあい館条例（昭和63年川崎市条例第23号）第4条第3項の規定により告示します。

平成23年 3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

	管理を行わせる公の施設	指定管理者となる団体	指定期間
1	名 称 川崎市大師子ども文化センター 所在地 川崎市川崎区大師公園1番4号	住 所 川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12 名 称 公益財団法人かわさき市民活動センター 代表者 理事長 小倉 敬子	平成23年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで
2	名 称 川崎市藤崎子ども文化センター 所在地 川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号	同	同
3	名 称 川崎市日進町子ども文化センター 所在地 川崎市川崎区日進町5番地1	同	同
4	名 称 川崎市田島子ども文化センター 所在地 川崎市川崎区田島町20番23号	同	同

5	名 称 川崎市殿町こども文化センター 所在地 川崎市川崎区殿町 1 丁目18番13号	同	同
6	名 称 川崎市渡田こども文化センター 所在地 川崎市川崎区渡田 1 丁目15番 5 号	同	同
7	名 称 川崎市浅田こども文化センター 所在地 川崎市川崎区浅田 3 丁目 7 番10号	同	同
8	名 称 川崎市桜本こども文化センター、川崎市ふれあい館 所在地 川崎市川崎区桜本 1 丁目 5 番 6 号	住 所 川崎市川崎区桜本 1 丁目 8 番22号 名 称 社会福祉法人青丘社 代表者 理事長 裏 重 度	同
9	名 称 川崎市小田こども文化センター 所在地 川崎市川崎区小田 2 丁目16番 9 号	住 所 川崎市中原区新丸子東 3 丁目1, 100番地12 名 称 公益財団法人かわさき市民活動センター 代表者 理事長 小倉 敬子	同
10	名 称 川崎市旭町こども文化センター 所在地 川崎市川崎区旭町 2 丁目 1 番 5 号	同	同
11	名 称 川崎市南河原こども文化センター 所在地 川崎市幸区都町74番地 2	同	同
12	名 称 川崎市小倉こども文化センター 所在地 川崎市幸区小倉1, 630番地	同	同
13	名 称 川崎市幸こども文化センター 所在地 川崎市幸区戸手本町 1 丁目11番地 5	同	同
14	名 称 川崎市南加瀬こども文化センター 所在地 川崎市幸区南加瀬 2 丁目19番 3 号	同	同
15	名 称 川崎市下平間こども文化センター 所在地 川崎市幸区下平間70番地 1	同	同
16	名 称 川崎市北加瀬こども文化センター 所在地 川崎市幸区北加瀬 2 丁目12番12号	同	同
17	名 称 川崎市小杉こども文化センター 所在地 川崎市中原区小杉町 3 丁目417番地	同	同
18	名 称 川崎市玉川こども文化センター 所在地 川崎市中原区市ノ坪464番地 2	同	同
19	名 称 川崎市住吉こども文化センター 所在地 川崎市中原区木月祇園町17番 6 号	同	同
20	名 称 川崎市新城こども文化センター 所在地 川崎市中原区下新城 1 丁目 2 番 4 号	同	同
21	名 称 川崎市平間こども文化センター 所在地 川崎市中原区上平間1, 323番地	同	同
22	名 称 川崎市大戸こども文化センター 所在地 川崎市中原区上小田中 2 丁目24番 1 号	同	同
23	名 称 川崎市新丸子こども文化センター 所在地 川崎市中原区新丸子691番地 7	同	同
24	名 称 川崎市西加瀬こども文化センター 所在地 川崎市中原区西加瀬10番 5 号	同	同
25	名 称 川崎市井田こども文化センター 所在地 川崎市中原区井田杉山町16番38号	同	同
26	名 称 川崎市宮内こども文化センター 所在地 川崎市中原区宮内 3 丁目 4 番 3 号	同	同
27	名 称 川崎市上作廷こども文化センター 所在地 川崎市高津区上作廷1, 142番地 4	同	同
28	名 称 川崎市末長こども文化センター 所在地 川崎市高津区末長1, 289番地	同	同
29	名 称 川崎市高津こども文化センター 所在地 川崎市高津区溝口 3 丁目10番 8 号	同	同

30	名 称 川崎市子母口こども文化センター 所在地 川崎市高津区子母口983番地	同	同
31	名 称 川崎市二子こども文化センター 所在地 川崎市高津区二子5丁目14番61号	同	同
32	名 称 川崎市梶ヶ谷こども文化センター 所在地 川崎市高津区梶ヶ谷6丁目1番地10	同	同
33	名 称 川崎市東高津こども文化センター 所在地 川崎市高津区下野毛1丁目3番2号	同	同
34	名 称 川崎市宮崎こども文化センター 所在地 川崎市宮前区宮崎1丁目7番地	同	同
35	名 称 川崎市平こども文化センター 所在地 川崎市宮前区平2丁目13番1号	同	同
36	名 称 川崎市菅生こども文化センター 所在地 川崎市宮前区菅生ヶ丘13番2号	住 所 川崎市多摩区長沢4丁目2番1-301号生 田グリーンハイツ 名 称 特定非営利活動法人あかい屋根 代表者 理事長 丸山 幸一	同
37	名 称 川崎市有馬こども文化センター 所在地 川崎市宮前区有馬4丁目5番2号	住 所 川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12 名 称 公益財団法人かわさき市民活動センター 代表者 理事長 小倉 敬子	同
38	名 称 川崎市野川こども文化センター 所在地 川崎市宮前区野川3,182番地1	同	同
39	名 称 川崎市宮前平こども文化センター 所在地 川崎市宮前区宮崎6丁目2番地	同	同
40	名 称 川崎市白幡台こども文化センター 所在地 川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1	同	同
41	名 称 川崎市蔵敷こども文化センター 所在地 川崎市宮前区菅生5丁目3番21号	住 所 川崎市多摩区長沢4丁目2番1-301号生 田グリーンハイツ 名 称 特定非営利活動法人あかい屋根 代表者 理事長 丸山 幸一	同
42	名 称 川崎市錦ヶ丘こども文化センター 所在地 川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号	住 所 川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12 名 称 公益財団法人かわさき市民活動センター 代表者 理事長 小倉 敬子	同
43	名 称 川崎市菅こども文化センター 所在地 川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号	同	同
44	名 称 川崎市枳形こども文化センター 所在地 川崎市多摩区枳形6丁目3番1号	同	同
45	名 称 川崎市長尾こども文化センター 所在地 川崎市多摩区長尾1丁目12番7号	同	同
46	名 称 川崎市中野島こども文化センター 所在地 川崎市多摩区中野島4丁目22番7号	同	同
47	名 称 川崎市三田こども文化センター 所在地 川崎市多摩区三田3丁目7番地4	同	同
48	名 称 川崎市南菅こども文化センター 所在地 川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号	同	同
49	名 称 川崎市王禅寺こども文化センター 所在地 川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号	同	同
50	名 称 川崎市百合丘こども文化センター 所在地 川崎市麻生区百合丘1丁目11番地2	同	同
51	名 称 川崎市片平こども文化センター 所在地 川崎市麻生区片平5丁目25番1号	住 所 川崎市宮前区野川4,037番地1エルホーム 野川1-207 名 称 特定非営利活動法人川崎児童健全育成会 代表者 理事長 八馬 英太郎	同

52	名 称 川崎市東百合丘こども文化センター 所在地 川崎市麻生区東百合丘 3丁目 1番10号	同	同
53	名 称 川崎市白山こども文化センター 所在地 川崎市麻生区白山 4丁目 2番 2号	同	同
54	名 称 川崎市千代ヶ丘こども文化センター 所在地 川崎市麻生区千代ヶ丘 1丁目20番地 60	同	同
55	名 称 川崎市虹ヶ丘こども文化センター 所在地 川崎市麻生区虹ヶ丘 1丁目22番 1号	同	同
56	名 称 川崎市麻生こども文化センター 所在地 川崎市麻生区上麻生 4丁目32番 2号	同	同
57	名 称 川崎市柿生こども文化センター 所在地 川崎市麻生区上麻生 7丁目18番32号	同	同
58	名 称 川崎市岡上こども文化センター 所在地 川崎市麻生区岡上277番地	住 所 川崎市宮前区野川4,037番地 1 エルホーム 野川 1-207 名 称 特定非営利活動法人川崎児童健全育成会 代表者 理事長 八馬 英太郎	同

川崎市告示第189号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成23年 3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して 1 箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第136号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年 3月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	川崎市多摩区栗谷三丁目31番10号 ヤオキ商事 株式会社 代表取締役 片山 義規		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅稲田堤三丁目3514番13の一部、3521番4の全部 別図省略		
幅 員	4.00 ～ 4.10 メートル	延 長	39.46メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1568号		指 定 年月日	平成23年 3月16日

川崎市公告第137号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき認可したので、次のとおり公告し、同法第14条第1項の図書を縦覧に供します。

平成23年3月17日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 組合の名称
LM向ヶ丘遊園マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称
ライオンズマンション向ヶ丘遊園
- 3 敷地の区域
神奈川県川崎市多摩区登戸1899番地
- 4 施行再建マンション敷地の区域
神奈川県川崎市多摩区登戸1899番地
- 5 事務所の所在地
神奈川県川崎市多摩区登戸1936番地ウッドソーレ式番館101号室
- 6 設立認可の年月日
平成23年3月17日
- 7 事業期間
平成23年4月から平成26年2月まで
- 8 事業年度
平成23年度、平成24年度及び平成25年度
- 9 公告の方法
川崎市役所掲示板に掲示
- 10 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出を
することができる期間
公告のあった日から30日以内
- 11 縦覧場所
川崎市まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課
- 12 縦覧期間
閉庁日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年3月18日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区南生田1丁目7番43
ほか6筆
644平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都町田市森野2-25-9-106
株式会社 アービックジャパン

代表取締役 船木 明美

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：5戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成22年9月15日
川崎市指令ま情開発（イ）第92号

川崎市公告第139号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年3月18日

川崎市長 阿部孝夫

築造主 住所・氏名	横浜市中区本牧原15-6-2F 株式会社 ハウスコンサルティング 代表取締役 佐藤 繁		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区下小田中六丁目607番10の一部 別図参照		
幅員	4.50メートル	延長	15.04メートル
	4.00メートル		12.22メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1569号		指定 年月日	平成23年 3月18日

川崎市公告第140号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年3月22日

川崎市長 阿部孝夫

築造主 住所・氏名	東京都杉並区西荻北三丁目38番15号 米山 純一郎		
道路位置の 地名・地番	川崎市麻生区白鳥三丁目10番6、1013番243の一部、1013番245、1013番248の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	13.70メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1570号		指定 年月日	平成23年 3月22日

川崎市公告第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成23年 3月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業 3・4・18号 菅早野線
同 3・5・14号 野川柿生線
(関連外郭部)

2 施行者の名称

川崎市

3 事務所の所在

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市建設緑政局道路
河川整備部道路整備課
同 麻生区古沢120 川崎市建設緑政局道路
河川整備部北部都市基
盤整備事務所

4 事業地の所在**(1) 収用の部分**

川崎市麻生区下麻生2丁目及び王禅寺東6丁目地
内

(2) 使用の部分

なし

川崎市公告第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年 3月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業 3・4・18号 菅早野線
同 3・5・14号 野川柿生線
(関連外郭部)

2 縦覧場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市建設緑政局道路
河川整備部道路整備課
同 麻生区古沢120 川崎市建設緑政局道路
河川整備部北部都市基
盤整備事務所

川崎市公告第143号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第10条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第

226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、平成23年 3月15日国税庁告示第8号（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における国税に関する申告期限等を延長する件）に掲げる指定地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者（法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）が当該地域にある者）に係るもので、その期限が平成23年 3月11日以降に到来するものについては、その期限を別途公告する期日まで延長します。

平成23年 3月23日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市公告第144号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年 3月23日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	川崎市多摩区長尾4丁目5番3号 株式会社 コスモエステート 代表取締役 鈴木 彬道		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区上小田中ニ丁目813番3の一 部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	28.42メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1571号		指 定 年月日	平成23年 3月23日

川崎市公告第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年 3月23日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区末長字大谷923番1

ほか8筆の一部（第1工区）

256平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋 2 丁目 6 番地17
株式会社 成建 代表取締役 田畑 誠
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅 (7 戸)

計画戸数: 7 戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成22年12月15日
川崎市指令ま情開発 (イ) 第130号
平成23年 2 月15日
川崎市指令ま情開発 (イ) 第155号 (変更)

川崎市公告第146号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年 3 月23日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区片平字富士塚1832番
の一部ほか35筆の一部
9,991平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市中原区小杉町三丁目245番地
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
理事長 松本 紘
- 3 予定建築物の用途
特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター

計画戸数: 72戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成21年12月18日
川崎市指令ま情開発 (イ) 第115号
平成23年 1 月27日
川崎市指令ま情開発 (イ) 第145号 (変更)

川崎市公告第147号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第11条第 4 項の規定に基づき規約を認可しましたので、同法同条第 8 項の規定により次のとおり公告します。

平成23年 3 月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 土地区画整理事業の名称 殿町三丁目土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地 1
横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機

構神奈川地域支社内

- 3 施行認可の年月日 平成22年 3 月18日
- 4 規約認可の年月日 平成23年 3 月24日

川崎市公告第148号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第10条第 1 項の規定に基づき事業計画の変更を認可しましたので、同法同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成23年 3 月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 施行者の氏名 独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社
地域支社長 植田 裕
川崎市
川崎市長 阿部 孝夫
- 2 事業施行期間 平成22年 3 月18日から平成25年 9 月30日まで
- 3 施行地区 川崎市川崎区殿町三丁目の一部
- 4 事業の名称 殿町三丁目土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50番地 1
横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社内
- 6 施行認可の年月日 平成22年 3 月18日
- 7 変更認可の年月日 平成23年 3 月24日

川崎市公告第149号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年 3 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区上麻生 4 丁目55番 7
ほか 4 筆の一部
1,041平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都町田市鶴間1887番地 2
株式会社 さくら建設
代表取締役 高野 正道
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅 (9 戸)
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成22年12月13日
川崎市指令ま情開発 (イ) 第126号

計画戸数: 9 戸

平成23年 3月 3日

川崎市指令ま情開発 (イ) 第170号 (変更)

川崎市公告第150号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年 3月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区片平 2 丁目 405 番 3
ほか15筆の一部
1,232平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
群馬県前橋市天川大島町 2 丁目 5 番地 1
株式会社 伊佐建設
代表取締役 伊佐 浩一
- 3 予定建築物の用途
共同住宅 (29戸)
計画戸数: 29戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成20年 7月15日
川崎市指令ま情開発 (イ) 第42号
平成22年 1月15日
川崎市指令ま情開発 (イ) 第123号 (変更)
平成22年 4月22日
川崎市指令ま情開発 (イ) 第 5 号 (変更)
平成23年 3月 3日
川崎市指令ま情開発 (イ) 第169号 (変更)

川崎市公告第151号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公示します。

平成23年 3月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 学校 I C T 活用支援員配置事業委託契約
 - (2) 履行場所 川崎市立小学校、中学校、特別支援学校
 - (3) 履行期間 平成23年 5月 9 日から平成24年 3月31日まで
 - (4) 概 要 入札説明書によります。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成23・24年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」に登載されていること。

- (4) 本市又は他の官公庁において過去 5 年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書配付及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口 6-9-3
川崎市総合教育センター 情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
- (2) 配付及び提出期間
平成23年 3月25日 (金) から平成23年 3月31日 (木) まで
午前 8 時30分～正午及び午後 0 時45分～ 5 時 (土、日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参に限りません。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます (「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記 3 (2) の期間に、3 (1) の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」のアドレス <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)。

- 4 仕様・入札に関する問い合わせ先
上記 3 (1) と同じ。
- 5 競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者には、平成23・24年度川崎市の業務委託有資格業者名簿の委任先メールアドレスに平成23年 4月 4 日 (月) までに送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
 - (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
 - (1) 入札方法等
税抜きの総額で行います
ア 入札書の提出日時
平成23年 4月11日 (月) 午前10時00分
イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 第4研修室

川崎市高津区溝口 6-9-3

- (2) 入札保証金 免除
 (3) 開札の日時 7(1)アに同じ
 (4) 開札の場所 7(1)イに同じ
 (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効
 な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、
 著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
 は、これを無効とします。

- (7) その他

当該落札決定の効果は、平成23年第1回川崎市議
 会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し
 ます。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規
 則第33条各号に該当する場合は免除とします。

- (2) 前払金 否
 (3) 契約書作成の要否 要
 (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
 は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本
 語及び日本国通貨に限ります。
 (2) 詳細は入札説明書によります。
 (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
 市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めると
 ころによります。

川崎市公告第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の
 規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
 告します。

平成23年 3 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
 川崎市宮前区野川字南耕地2614番 1
 ほか3筆の一部
 4,427平方メートル
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地
 株式会社 アイダ設計

代表取締役 會田 貞光

川崎市高津区堀ヶ谷二丁目 8 番地23

コーケン産業株式会社

代表取締役 井手 孝太郎

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：21戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成20年 3 月14日

川崎市指令 ま開 (イ) 第195号

平成22年 7 月21日

川崎市指令ま情開発 (イ) 第65号 (変更)

平成22年12月17日

川崎市指令ま情開発 (イ) 第132号 (変更)

川崎市公告第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の
 規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
 告します。

平成23年 3 月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区細山 4 丁目640番 4

ほか3筆

6,119平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区桜木町 2 丁目286番地

株式会社 アイダ設計

代表取締役 會田 貞光

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：40戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成22年11月15日

川崎市指令ま情開発 (イ) 第108号

平成23年 3 月 2 日

川崎市指令ま情開発 (イ) 第167号 (変更)

川崎市公告第154号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18
 条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画
 を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成23年 3 月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権を設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況 地目	面積 (㎡)	氏名 又は名称	住所	利用権 の種類	利用権の 内容	始期	終期	借賃 (年額)	借賃の支払 方法	氏名 又は名称	住所	
麻生区黒川字宮添195-1 195-2	畑 田	675 565	立川 光芳	麻生区黒川 287	使用借権	試験栽培 収穫体験 ほ場とし て利用	平成23年 4月1日	平成24年 3月31日	円		川崎市	川崎区宮本町1	使用貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第22条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合其他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、農業委員会及び市が協議して定める。

川崎市公告第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年 3 月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区生田 4 丁目2070番 3

の一部ほか11筆の一部

923平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市麻生区東百合丘 4 丁目 8 番 5 号

株式会社 緑野丘企画

代表取締役 片山 ひろみ

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6 戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成22年 7 月30日

川崎市指令ま情開発（イ）第71号

平成22年10月22日

川崎市指令ま情開発（イ）第101号（変更）

川崎市公告第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年 3 月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区向原二丁目1419番 1

ほか7筆の一部

2,611平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都八王子市明神町二丁目 7 番13号

株式会社 レックス

代表取締役 原 伸明

東京都町田市鶴間1887番地 2

株式会社 さくら建設

代表取締役 高野 正道

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅（15戸）

計画戸数：15戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成22年11月26日

川崎市指令ま情開発（イ）第115号

平成23年 3 月 8 日

川崎市指令ま情開発（イ）第175号（変更）

川崎市公告第157号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	東京都杉並区西荻北 2 丁目 1 番11号 株式会社 三栄建築設計 代表取締役 小池信三		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区有馬二丁目1989番 2 の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	20.98メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1572号		指 定 年月日	平成23年 3 月31日

川崎市公告第158号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めましたので、同条第4項の規定により公告します。

平成23年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 農地利用集積円滑化事業の種類
農地所有者代理事業
- 2 事業実施地域

本市の全域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除く。）

川崎市公告第159号

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第2条第1項の規定に基づき、次の公園の区域を変更します。

平成23年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

	公園の名称	所 在 地	区域	面積（㎡）	主な公園施設
1	生田緑地	多摩区枳形 6 丁目 ほか	別図	1,095,633	修景施設ほか

(別図省略)

川崎市公告第160号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成23年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

	公園の名称	所 在 地	区域	面積（㎡）	主な公園施設
1	さいわいふるさと公園	幸区新川崎308番 5	別 図	18,149	遊戯施設ほか
2	新川崎ふれあい公園	幸区新川崎149番 7	〃	4,000	〃
3	戸手本町こぶし公園	幸区戸手本町 2 丁目411番 2	〃	332	〃
4	中丸子まちかど公園	中原区中丸子新宿耕地13番22	〃	248	〃
5	久地北上川原公園	高津区久地字北上川原853番87	〃	599	〃
6	はるひ野ことり公園	麻生区はるひ野 5 丁目11番 1	〃	190	〃
7	王禅寺西 5 丁目公園	麻生区王禅寺西 5 丁目2271番 8	〃	325	〃

(別図省略)

川崎市公告第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成23年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業 3・5・4号

丸子中山茅ヶ崎線

- 2 施行者の名称

川崎市

- 3 事務所の所在

川崎市川崎区宮本町 1 番地（第3庁舎）

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課

同 中原区下小田中 2－9－1

川崎市南部都市基盤整備事務所

- 4 事業地の所在

(1) 収用の部分

川崎市高津区千年字蟻山、字上原宿及び字下原宿
地内

- 同 宮前区野川字東耕地地内
- (2) 使用の部分
なし

川崎市公告第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成23年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・4・15号
向ヶ丘遊園駅営生線
- 施行者の名称
川崎市
- 事務所の所在
川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎）
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
同 麻生区古沢120番地
川崎市北部都市基盤整備事務所
- 事業地の所在
 - 収用の部分
川崎市多摩区東生田2丁目、東生田3丁目、東生田4丁目及び楸形7丁目地内
 - 使用の部分
なし

川崎市公告第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成23年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・5・14号 野川柿生線
- 施行者の名称
川崎市
- 事務所の所在
川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎）
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
同 麻生区古沢120番地
川崎市北部都市基盤整備事務所
- 事業地の所在
 - 収用の部分
川崎市麻生区王禅寺東1丁目、王禅寺東2丁目並びに王禅寺字源左衛門谷及び字日吉谷地内
 - 使用の部分
なし

川崎市公告第164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・5・4号
丸子中山茅ヶ崎線
- 縦覧場所
川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎）
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
同 中原区下小田中2-9-1
川崎市南部都市基盤整備事務所

川崎市公告第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・4・15号
向ヶ丘遊園駅営生線
- 縦覧場所
川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎）
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
同 麻生区古沢120番地
川崎市北部都市基盤整備事務所

川崎市公告第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・5・14号 野川柿生線
- 縦覧場所
川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎）
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
同 麻生区古沢120番地
川崎市北部都市基盤整備事務所

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第85号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成23年 4 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 調達の名称
平成23年度川崎市立小学校自然教室運営委託
- 2 契約担当部局の名称及び所在地
教育委員会学校教育部指導課
川崎市川崎区宮本町 6 番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年 3 月 8 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
神奈川県横浜市中区南仲通 3 - 35 横浜エクセレン
トⅢビル 6 階
株式会社日本旅行 横浜神奈川教育旅行支店
支店長 小川 秀夫
- 5 落札金額
42,355,446円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
平成23年 1 月25日

川崎市公告(調達)第86号

落札者等の公示

川崎市物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成23年 4 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 調達の名称
川崎市国民年金事務システムに係るサーバ及び端末
機等の賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務担当部局
健康福祉局地域福祉部保険年金課
川崎市川崎区東田町 5 - 4
- 3 契約の相手方を決定した日
平成22年 3 月11日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース株式会社 横浜支店
支店長 鈴木 敏生

横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号

- 5 契約金額(税抜き・リース月額)
3,206,380円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年 1 月25日

川崎市公告(調達)第87号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成23年 4 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 調達の名称
南部・堤根空き瓶選別作業業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
環境局施設部処理計画課
川崎市川崎区宮本町 1 番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年 2 月17日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
三栄ガラス株式会社
代表取締役 岩井 洋一
川崎市川崎区浅野町 7 番 2 号
- 5 契約金額
288,533,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告〔告示〕を行った日
平成22年12月27日

川崎市公告(調達)第88号

入札公告

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 4 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
平成23年度公的個人認証サービス用端末等の賃貸
借及び保守に関する契約
 - (2) 履行場所
各区役所・支所・出張所13か所
 - (3) 履行期間
平成23年 6 月 1 日から平成28年 5 月31日まで
 - (4) 調達概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしてなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務機器」に搭載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。
- (3) 本市又は他官公庁においてこの調達物品と類似の契約実績のあること。
- (4) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
郵便番号210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市市民・子ども局市民生活部戸籍住民サービス課 渡邊担当
電話 044-200-2111（代表）
044-200-2259（直通）
- (2) 配布・提出期間 平成23年4月11日（月）から平成23年4月18日（月）まで
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
- (3) 提出方法 持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 場所 3(1)に同じ
- (2) 日時 平成23年4月20日（水）
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）
- (3) その他 競争参加資格が有ると認めた者には、入札説明書を無料交付します。
また、入札説明書は3(1)の場所におい

て平成23年4月11日（月）から平成23年4月18日（月）まで縦覧に供します。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者は、入札説明会に出席しなければなりません。

入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時（時間は別に指定させていただきます。）
平成23年4月22日（金）
- (2) 場所

川崎市役所 本庁舎 地下第1会議室

6 仕様に関する問い合わせ先

- (1) 3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間は、平成23年4月25日（月）から平成23年4月26日（火）までとします（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）。また、質問については、入札説明書に添付の「質問書」にてお願いします。（FAX又は電子メールにてお願いいたします。また、担当者あて電話にてその旨御連絡下さい。）

なお、回答については、平成23年4月28日（木）、全社に文書（FAX又は電子メール）にて送付します。

ア FAX番号 044-200-3912

イ 電子メール 25koseki@city.kawasaki.jp

7 競争入札参加資格喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

- (ア) 入札書の提出日時
平成23年5月10日（火）午前9時

- (イ) 入札書の提出場所
川崎市役所本庁舎地下 入札室
川崎市川崎区宮本町1番地

イ 郵送による入札の場合

- (ア) 入札書の提出期限
平成23年5月6日（金）必着
- (イ) 入札書の提出先
3(1)に同じ

(2) 入札保証金

入札金額の100分の2以上とします。ただし、川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

- (3) 開札の日時 8(1)ア（ア）に同じ
- (4) 開札の場所 8(1)イ（イ）に同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、
著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規
則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成要否 要

(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約条例、川崎市契約
規則及び川崎市競争入札参加者心得は、3(1)の場所
において閲覧できます。

(5) 議決の要否 否

10 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、
日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

川崎市公告（調達）第89号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等につい
て公示します。

平成23年 4月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 調達の名称及び数量

中型浄化槽車 1台

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

平成23年 3月 8日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 モリタエコノス 神奈川支店

支店長 肥田 武

横浜市鶴見区大黒町9番6号

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

11,988,960円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成23年 1月25日

川崎市公告（調達）第90号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお
り公告します。

平成23年 4月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入（製造）物品及び数量

大型ごみ中継コンテナ（クローズドコンテナ）

4台

(2) 購入（製造）物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

仕様書により指定する期日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は

本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を

行ってください。ただし、提出期限までに本市の電

子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙

入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期
間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請
負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」
に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付け
されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加
業種及び種目に登載のない者も含む。）は財政局資
産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請
を平成23年 4月25日までに行ってください。

(4) この購入（製造）物品について過去10年以内に類
似の契約実績があること。

(5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修
理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、
速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の
求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられる
こと。

3 入札説明書等の閲覧

次により入札説明書等を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課

担当 山崎

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話044-200-2091

- (2) 閲覧期間 平成23年4月11日～平成23年4月25日
(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
午前8時30分～正午、午後12時45分～午後5時

4 一般競争入札参加申込書の配布・提出期間

競争入札参加申込書及び下記6の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 平成23年4月11日～平成23年4月25日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(2)の期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します(「入札情報かわさき」のアドレス <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)。

5 入札説明書の交付

4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において平成23年4月11日から平成23年4月25日まで縦覧に供します(日曜日、土曜日及び休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後12時45分から午後5時まで)。

6 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札の参加者は、仕様書に定められた条件を満たす購入(製造)物品を納入できることを証するため、次の(1)から(3)に関する書類を平成23年4月25日までに提出しなければなりません。

- (1) 納入予定物品仕様書
- (2) 納入(製造)実績調書
- (3) アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入(製造)物品を納入できると認められた者に限り、入札に参加することができます。

7 仕様に関する問い合わせ先

環境局生活環境部収集計画課 担当 長島
電話 044-200-2570

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成23・24年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成23年5月11日に一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成23年5月11日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

なお、入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 平成23年5月23日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 平成23年5月23日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎地下入札室
川崎市川崎区宮本町1番地

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成23年5月20日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年5月23日 午前11時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎地下入札室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Large-scale Relay Dust Containers
(Closed Containers) 4units

(2) Time-limit for tender :

11:00 AM, 23 May 2011

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第10号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、指定事項変更の届出がありましたので告示します。

平成23年 3月23日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

指 定 番 号 第253号

氏名又は名称 第一環境株式会社

住 所 (新) 東京都港区赤坂二丁目2番12号

(旧) 東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号

代 表 者 氏 名 岡地 雄一

変 更 年 月 日 平成23年 2月 7日

川崎市上下水道局告示第11号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成23年 3月30日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

1 指定有効期間

平成23年 5月 1日 から

平成28年 4月30日 まで

2 指定工事店

指定番号 826

商号又は名称 株式会社モリセツ

営業所所在地 川崎市多摩区菅三丁目12番25号

代表者氏名 森 博明

指定番号 827

商号又は名称 有限会社三栄配管工業所

営業所所在地 横浜市瀬谷区相沢六丁目47番地の1

代表者氏名 志田 安孝

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第18号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 3月22日